

人権施策の推進に向けた推進計画

Ⅰ. 推進環境の充実

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市人権施策推進本部の設置	市長を本部長とする田辺市人権施策推進本部を設置し、田辺市人権施策基本方針に基づき、全庁的に人権教育・啓発を推進する。	人権推進課	田辺市人権施策基本方針(改定版)に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進した。	総合行政の中で様々な人権課題に対して全庁的に取り組んだ。社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に対しても鋭意取り組んでいく。	令和7年度も継続実施。田辺市人権教育啓発推進懇話会の意見や提言を、今後の人権施策に反映させていく。
田辺市人権教育啓発推進懇話会	適切な人権施策の取組が行われるよう、人権施策推進計画についての評価、課題等について田辺市人権教育啓発推進懇話会で審議する。また、必要に応じて社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題を審議する。	人権推進課	令和6年9月30日に懇話会を開催し、田辺市人権施策推進計画の令和5年度推進状況と新規事業計画等について審議を行った。 ・田辺市人権教育啓発推進懇話会 日時: 令和6年9月30日 議題: 田辺市人権施策推進計画に係る令和5年度推進状況報告について 委員研修「みんなで目指そうカーボンニュートラル」 出席委員: 21人	推進状況報告について、委員の皆様にご意見、ご提言をいただき、担当課へフィードバックを行うとともに、PDCAサイクル(計画・実行・分析・評価・改善)に基づき各部署が適正な人権施策の実施に努めた。	令和7年度も推進状況報告及び委員研修を実施予定。懇話会の意見や提言を、今後の人権施策に反映させていく。
田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局	5つの支部からなる田辺市人権擁護連盟と連携する。また、事務局として市民の主体的な人権意識の向上や啓発活動を支える。	人権推進課 各行政局総務課	令和6年6月16日に、5支部・約240名からなる田辺市人権擁護連盟理事総会を開催し、年間の事業計画や予算等について承認され決定した。 「命まもる・人権」を活動テーマとし、各種会議、理事研修会の開催及び広報紙[れんめいだより]の発行や、市内小学校5・6年生児童を対象とした人権ポスターの募集を引き続き行い、一人ひとりの人権意識の向上や、人権が尊重されるまちづくりのための活動を行った。 また各支部では、それぞれの地域における人権課題をテーマに研修会や学習会等を行い、より効果的な啓発活動に取り組んだ。	年度当初の総会、各部会等の計画で決めた通り、実施することが出来た。	「命まもる・人権」を大きな柱の一つとして活動を行うが、その他にも各地域の課題や実情に応じたテーマを設定し、人権啓発活動を実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種意識調査	田辺市独自の意識調査としては、合併前の平成3年に「いまここに起つ」と題された同和問題意識調査報告書をまとめ、県では平成8年と平成13年に「同和問題に関する和歌山県民意識調査」が、まとめられている。市単独での人権に関する意識調査については予定していない。県が令和5年度に「人権に関する県民意識調査」を実施する際、市としても協力をした。	人権推進課	(和歌山県が令和5年5月に「人権に関する県民意識調査」を実施)	調査結果から、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」と考えている人が、最も多いことが明らかになった。一方で「人権意識の啓発が必要である」と回答している人もいることから、継続的な人権啓発・推進の実施が望まれる。	今後も、県が5年に1回実施する「人権に関する県民意識調査」に協力をしていく。
紀南地方人権推進連絡協議会との連携及び事務局	本協議会は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町の人権団体で組織され、各団体相互の連絡協力を図り、紀南地方における人権啓発の振興と充実に寄与することを目的として、人権活動の取り組みや支援、各種研修会等を実施する。	人権推進課	令和6年8月7日に総会を開催し、年間の事業計画や予算等について承認され決定した。 広域で活動を行うため啓発物品として、「メモ帳」を作成し、各市町における講演会など様々な機会において配布するとともに啓発活動を行った。また、委員研修を下記のとおり実施した。 研修① 日程：令和6年8月7日 演題：「和歌山県パートナーシップ宣誓制度について」 「『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』と県の取組について」 講師：和歌山県西牟婁振興局地域づくり部 主幹 上堀 公嗣 氏 研修② 日程：令和6年12月3日 演題：『違いを見つめ、違いを認めよう アンガーマネジメントについて』 講師：吉岡 恭子氏（社会保険労務士）	新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修や啓発活動等は、中止や規模縮小になっていたが、今年度は総会・研修会を当初の計画通り実施することが出来た。	令和7年度も継続実施。 時宜に即したテーマによる委員研修の開催を検討する。
田辺人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局	法務大臣から委嘱された田辺市内20名の人権擁護委員による組織で、特設人権相談の実施、小学校での人権教室、各種啓発、各種研修、委員相互の研鑽を図る。	人権推進課	人権の花運動や人権作文の応募依頼、人権週間における街頭啓発、旧田辺地域・龍神、中辺路地域の3校での人権教室、紙ふうせん打ち上げ事業、特設人権相談の開設、人権擁護委員の日・人権週間における企業・福祉施設への訪問等を行った。 その他、田辺市人権教育啓発推進懇話会、田辺市児童問題対策地域協議会等への委員としての参加を行った。	第1回部会で決定した通り啓発・相談等を実施することが出来た。	令和7年度も継続実施。 法務局・人権擁護委員と協議のうえ、人権啓発活動を実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
学習教材の開発等	市民の学習ニーズや課題に応じ、視聴覚教材の整備に努め、市のホームページで掲載する。また、公民館等で人権学習を実施しやすいように、独自の学習教材の作成に努める。	人権推進課	視聴覚教材として、「多様性」や「心のバリアフリー」を題材とした2巻のDVDソフトを購入した。 令和6年度の貸出本数は36巻(21団体)。 また、人権週間には市立図書館と連携し、「貸出DVD一覧表」を配置した。	人権研修教材として、学校や企業からは大変好評である。	今後も、様々な人権問題について理解を深めるため、視聴覚教材の整備に努め、啓発活動を実施していく。
和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局、県、市町村、和歌山県人権擁護委員連合会、和歌山県人権啓発センターで構成。さらに県下は2ブロックに分かれていて、田辺市は、みなべ町から新宮市までの紀南地域ネットワーク協議会に属している。	人権推進課	令和6年7月22日WEB会議にて開催。管内各市町の令和6年度の人権啓発活動の状況及び令和7年度に計画されている人権啓発活動等について情報交換を行った。	県下2ブロックに分かれており、ネットワーク協議会全体として活動や、主担当となる和歌山地方法務局との連携、更なる協力体制の構築が必要である。	今後も、各市町村での連携協力関係をさらに深め、紀南地方全体の人権啓発活動をより効果的に推進していく。
人権を考える集い	田辺市、教育委員会、田辺市人権擁護連盟と連携しながら、時宜に即したテーマで講演会を実施する。	人権推進課	人権問題に対する市民の正しい理解・認識を深めていくことを目的として、令和6年度は、令和7年2月1日に、母親と自閉症を抱える息子が、社会の中で生きていく様を温かく誠実に描く映画「梅切らぬバカ」を上映した。 日時:令和7年2月1日(土) 場所:紀南文化会館大ホール 参加者:534名	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される平和で明るい社会の創造を目指していくため、時宜に即した市民が特に関心のあるテーマや内容についての講演会等を開催する。	令和7年度についても、実公演での開催を予定している。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	人権推進課	常に人権尊重の意識を持って公務を遂行するように市職員研修会を開催した。 「『田辺市人権尊重のまちづくり条例』について」 講師 人権推進課職員 ・田辺市新規採用職員研修(前期) 令和6年4月2日 参加者31人 ・田辺市新規採用職員研修(後期) 令和6年10月1日 参加者31人 ・教職員初任者研修 令和6年8月19日 参加者36人	将来、指導的立場となる新規採用職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重を念頭に置いたまちづくりを推進できるように研修会を行った。	あらゆる行政分野において人権尊重の意識高揚が図られるよう、職員の人権研修については今後も、継続的に実施していく。
	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	生涯学習課	令和6年11月16日、紀南文化会館小ホールにおいて、地域の人権教育・啓発の指導的立場にある、公民館長、生涯学習(人権)推進員、公民館主事、人権擁護連盟理事、その他関係者を対象に人権合同研修会を実施した。 令和6年度の研修会は、「ふれあい人権フェスタ2024」において「幸せに生きるために」というテーマで3名によるパネルディスカッション形式で行われた。安西氏、高瀬氏は主に避難所運営に係る性的少数者に対する配慮について、西田氏は子供の適応力や精神的回復力を育成するためにレジリエンス教育の必要性について話された。 参加者数:56名	研修後に実施したアンケート調査の結果、回答いただいた45名中41名(約91%)が「とても参考になった」、「まあまあ参考になった」と回答している。参加者からは、防災について、LGBTQの人たちや子供の状況で配慮する点を具体的な事例で聞けて参考になったなどの好意的な意見を多数いただいた一方、テーマが広すぎたため話の焦点が絞れていない印象があり、意図していた内容とは違ったという意見もあった。 今後も、できる形を模索しながら、研修を実施し、アンケート等からの客観的な評価を参考にしながら、研修内容を検討していくこととしたい。	今後も、指導者を対象とした研修については、継続的に実施していく。
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	生涯学習課	全25の小学校において、保護者学級を開催。 参加者の延べ人数は3,748名	各校において人権に関する視点を幅広く持ちながらテーマを設定し、計画を立てて開催することができた。子どもに関する人権を通して、保護者の人権意識を高めることができた。	子どもを育てるという視点を踏まえ、各校の保護者が興味関心をもっていただける内容の保護者学級を、実施していくものとする。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	学校教育課	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権啓発を行った。	児童生徒の人権意識の向上を図るには、保護者の人権意識の向上が必要不可欠である。特にSNSの活用に関して情報モラルの面での啓発は必要。各学校での取組は、研修を受ける機会の少ない保護者にとっては大変有意義であり、人権意識の向上に繋がっている。	令和7年度も継続予定。
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。	人権推進課	・令和6年5月号 人権コラム(インターネット上の人権侵害) ・令和6年8月号 人権コラム(高齢者の人権) ・令和6年11月号 人権コラム(国際寛容デー) ・令和6年12月号 人権を考える集い 映画「梅切らぬバカ」の上映 ・令和7年1月号 たなべ人権フェスティバル「歌のおねえさんとみんなの輪・ミュージカル ピノキオ」の開催 ・令和7年2月号 人権コラム(災害と人権) を広報に掲載した。	人権コラムについては、難しい内容にならないよう、身の周りの人権に気付けるきっかけとなるようなテーマを選定した。	令和7年度においても、広報紙による積極的な人権研修等の案内を行う。 また、不定期で「人権コラム」の掲載も引き続き実施し、広く市民に人権啓発を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼び掛けや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。また、令和3年度から「人権コラム」を掲載している。	企画広報課	人権関係の記事として下記のとおり掲載し、市民に対する啓発を行った。 Pick Up News)R6.12月号(人権を考える集い 映画「梅切らぬバカ」の上映) R7.1月号(たなべ人権フェスティバル) 人権コラム)R6.5月号(インターネット上の人権侵害について) R6.8月号(高齢者の人権) R6.11月号(11月16日は「国際寛容デー」です) R7.2月号(災害と人権) 相談窓口)月号	紙面における文章や写真の取扱いについては、常に人権尊重を念頭に置きながら、個人情報の保護や文章表現等に十分な注意を払っている。また、人権啓発を効果的、継続的に行うには、掲載内容がマンネリ化しないよう、より紙面の工夫を行う必要がある。	令和7年度においても、広報紙への更なる記事掲載に取り組み、積極的な啓発を行う。

2. 人権の視点に立った行政の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。 (2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 (3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 (4)職場内で人権についての学習を深める。	全課	(1)できるだけ相談者の立場に立って懇切、丁寧に相談内容を聞き取り、基本的に複数人で行った。 (2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組めた。 (3)業務上得た個人情報は、慎重に取り扱った。 (4)職場内で人権について学習を深めた。	日常の業務の中から、人権について気づきを深め、それを行動にうつすことが今後必要である。	今後も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	人権推進課	人権相談を受ける場合には、女性からの相談については、女性職員が対応するなど、相談しやすい雰囲気作りにも心がけている。個人情報の漏洩を防ぐために不必要な用紙はシュレッダーにかけ、人権相談関係の書類や住宅新築資金等貸付金の償還台帳等は、書庫にカギをかけて保管している。	日常の業務の中から、人権について気づきを深め、それを行動にうつすことが今後必要である。	今後も継続実施。
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。				
	(3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。	生涯学習課	中央公民館並びに各地区公民館における住民の方々への対応や窓口及び電話での対応の際には、相手の立場を尊重した対応に心がけるとともに、個人情報の保護等にも配慮するように努めている。 また、研修の機会を活用すべく、各公民館で実施している人権学習会の企画立案に積極的に取り組み、広く人権問題に関する認識を深められるように努めている。	主事会や人権合同研修会などで職員を対象とした教育、啓発を実施することで、人権意識の向上を図っていく必要がある。	今後も、人権尊重の立場に立った業務の遂行に取り組むとともに、引き続き職員に対する教育、啓発を実施していく。
	(4)職場内で人権についての学習を深める。				
*上記以外に特筆すべき点がある課室等		企画広報課	(1)広聴広報業務を実施する際には、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組んでいる。特に、市政「未来ポスト」をはじめとする広聴業務の遂行に当たっては、庁内における個人情報の取扱いについて指導徹底を行っている。 (2)市民向けの通知文・チラシ・ホームページ等において、全ての人に配慮した表現で情報発信ができるよう「田辺市情報発信における表現ガイドライン」を作成して全職員に周知するとともに、若手職員を中心に研修を行った。	広報田辺等の広報業務や市政「未来ポスト」等の広聴業務を実施するに当たり、常に市民の人権の尊重や個人情報の保護を念頭に置いて取り組んでいる。また、市ホームページ及びSNS等における個人情報の保護の取扱いや防災行政無線の放送内容については、今後ともより徹底し、十分な注意を払う必要がある。	表現に関する職員研修は実施方法等を改善し、今後も継続実施。
		自治振興課	課員が平素から左記の取組項目について常に留意しながら業務の遂行に努めた。	市民活動係、市民生活係共に、市民と直接接する機会の多い部署として所管事務の遂行に当たり、左記の取組項目を積極的に推進した。	令和7年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	男女共同参画推進室	男女共同参画を推進する上では男女の人権の尊重が最も重要であるため、相手の立場に立った対応や個人情報の保護など人権の尊重については、常に心に留め職務を遂行している。職員は、性別にかかわらず、個人が持っている能力を十分発揮しながら業務に取り組んでおり、また、男女共同参画センターでは人権に関する講座も開催しているため、学習を深めることができた。	男女共同参画センターで開催する講座・講演会については、市民の皆さん、職員にとって、人権について学習を深める良い機会となっている。	今後も継続実施。
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。				
	(3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。	南部・西部・芳養センター	利用者・相談者の年齢層が幅広く、相談者に寄りそい対応をしている。利用者・相談者の連絡先や内容について個人情報を厳守している。	左記の取組み項目について積極的に推進した。	令和7年度も継続し実施していく。
	(4)職場内で人権についての学習を深める。				
	*上記以外に特筆すべき点がある課室等	土地対策課	当課は、個人情報を保持する業務が多くあり、個人情報保護の観点からこれらの情報漏れのないよう配慮しているところである。窓口や電話対応においてはもちろん執務以外でも人権尊重に対する配慮については慎重に取り組むよう努めている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も継続予定
		情報政策課	課員それぞれが、事業内容を理解し、個々の状況に応じた形で職務が遂行できるよう取り組みをおこなった。	特に問題はなかった。	今後とも、各課員がそれぞれ事業内容に掲げられた各項目を念頭に取り組む。
		総務課	朝礼等の機会を捉えて、相手の立場に立った対応など人権尊重を意識した業務の遂行を徹底し、課内全員で取り組んだ。	人権尊重の立場に立った業務の遂行が図られた。	今後とも、人権尊重の立場に立った業務の遂行に取り組む。
		市民課	市役所の一番最初の窓口として、お客様のニーズを的確につかみ、気持ちよく用件をすませられるような対応を心がけた。	さまざまなお客様がいる中で、トラブルがあった場合はその内容を共有して今後の対応にいかす。	今後も継続する。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	健康増進課	健康相談、ひきこもり相談や子育て相談において、相手の立場に立った丁寧な対応を心掛け、常に職員同士で確認しながら取組んでいる。また、相談業務等で得た個人情報について、慎重に取り扱っている。	窓口や事業実施時の対応については、相手の立場に立ったものであるか職員同士で確認しながら取り組んでいる。個人情報の提供については、条例に沿った対応を実施している。	窓口、事業実施時は、市民の立場に立った対応を今後も徹底していく。個人情報の取り扱いについては十分に留意し、提供資料の返却を徹底し、保護に努める。
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。				
	(3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。				
	(4)職場内で人権についての学習を深める。	商工振興課	商工振興課においては、企業誘致及びマーケティング活動等、対外的な業務が主流となっているため、年間を通して不特定多数の方々との交渉・協議が多くなっている。そのため、各課での共通取組となる左記事項については、十分に認識し、かつ、積極的に取り組んでいる。	事業の内容を意識しながら、業務を実施することが出来た。	鋭意継続して取り組む。
	*上記以外に特筆すべき点がある課室等	やすらぎ対策課障害福祉室	下記の研修会等への参加により、現在の障害者の置かれた状況等の理解、障害者の生活支援・就労支援の方法の修得、各障害別の特性等の理解につながり、窓口等で相談を受ける際の参考となっている。 ①自立支援協議会の全体会議での研修会や定例会議での事例検討への参加。 ②社会福祉法人等が主催する各種研修、フォーラム等への参加 ③国、和歌山県、保健福祉部内での福祉研修 など	各団体等が開催する研修会等へ参加することにより、スキルアップにつながっている。	今後も、機会があれば、積極的に参加を促していく。
		都市計画課	日々の業務において、性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場を形成されるよう心がけつつ、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応に心がけている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も業務内容柄から情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応が必要である。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	土木課	市民からの土木行政に対する様々な要望や苦情に対し、相手側の身になった対応を心がけ、また公正な対応に努めた。	全ての要望等に対応できない面もあるが、相手側の理解も得た中で一定の対応はできている。	引き続き継続。
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。				
	(3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。	選挙管理委員会事務局	相手の立場に立った対応に心掛け、人権尊重の視点に立って、来庁者対応を行った。	特に問題点は、なかった。	今後とも人権尊重の視点に立った業務の遂行に取り組む。
	(4)職場内で人権についての学習を深める。	監査委員事務局	来庁あるいは電話を受けた際、人権尊重を念頭に、相手の立場に立った対応を心掛けている。	相手の立場に立った対応を実践することができている。	人権尊重を念頭に、相手の立場に立った対応を心掛けた業務に取り組む。
	*上記以外に特筆すべき点がある課室等	スポーツ振興課	窓口、電話、現場での対応の際には、相手の立場に立った対応を心がけるとともに、体育施設への人権に関する落書きが発生しないよう各施設の見回りなどに努めている。	相手の立場に立った対応など、概ね取り組めた。	引き続き実施。
		文化振興課	窓口、電話、事業実施会場等において、相手の立場を尊重する対応を心がけた。 また、紀南文化会館指定管理者においても、職場内で人権研修を実施するなど人権意識を高めるとともに、窓口や電話、施設内でも相手の立場を尊重した対応を心がけるよう連携している。	概ね取り組めた。	今後も継続実施。
		南方熊楠顕彰館	南方熊楠顕彰館には、一般の来館者の他、南方熊楠顕彰会関係者、学校課外授業、研修、団体見学、視察、取材など様々な分野の方々が来館される。常に丁寧で親切な対応を心掛けている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組	(1)相手の立場に立った対応に心がける。	龍神行政局 住民福祉課	左記のとおり取組みを実施した。	お客様一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな対応を心掛け、実践している。	多様化する業務のなかで、お客様のニーズも多様化する。引き続き、きめ細やかな対応を心掛ける必要がある。
	(2)性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。	消防総務課	・男性職員、女性職員を分け隔てなく、同じ業務を遂行した。 ・田辺市消防職員委員会（消防組織法（昭和22年法律第226号）第17条の規定に基づき設置）の委員として、女性職員1名を指名。（構成メンバー：委員長 消防総務課長、委員8名。任期：1年。資格等委員に求められるもの：組織区分ごとに、消防長が委員を指名する。なお、組織区分ごとに指名する委員の半数は、組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名する。） ・消防本部新体制検討委員会を本部内に設置して、事務局に女性職員2名を配置し体制検討に係る施策立案に取り組んだ。	女性職員の活躍推進を組織的に進めるとともに、職場環境の改善に取り組んでいる。	令和2年4月から兼務職員を含め、消防総務課に女性職員2名を配置した。これにより、女性が活躍しやすい職場づくりを一層推進するとともに、一人ひとりが大切にされる職場環境づくりに向け取組む。
	(3)情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。				
	(4)職場内で人権についての学習を深める。				
	*上記以外に特筆すべき点がある課室等	予防課	学校、事業所等の防火指導時には、人によって対応を変えず、男女ともに能力が発揮できるよう、偏りのない指導を行った。 令和6年度の防火指導実施件数は233件	偏りのない指導を行うことができた。	引き続き継続して偏りのない指導を行っていくよう予防課全体で意識を図っていく。
		美術館	来館されるお客様のニーズをつかみ、気持ちよく展覧会を鑑賞いただけるように対応を心掛けた。	さまざまなお客様がいる中で、トラブルがあった場合は、その内容を共有し、今後の対応を改善する。	今後も継続実施する。
		大塔教育事務所	公民館事業への参加者及び協力者への対応や、窓口や電話での対応の際には、年齢や性別を考慮しつつ、相手の立場を尊重した対応に心がけた。 日頃から市民はじめ様々な方が来所される職場なので、特に窓口やデスク周り等における個人情報の取扱いと管理には十分注意している。また、毎月発行の公民館報作成に際しても個人情報の保護や文章表現に気を付けている。	相手の立場に立った対応や個人情報の取扱いについて、職員一人ひとりが常に意識して業務に取り組むができている。また、気になる事があれば、都度、職員同士で共有するよう心掛けている。	令和7年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
取組の確認	市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくため、各課でどのようなことに気をつけて、行政の推進に取り組んでいるかを確認する。	人権推進課	田辺市人権施策推進計画の進捗状況を把握することで、全庁的に各課がどのようなことに気をつけて、人権施策の推進に取り組んでいるのかを確認した。	社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑、多様化しており、新たな人権課題についても、素早い対応ができるように研修等を重ねていく必要がある。	令和7年度も継続実施。
市民憲章の朗読	「人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とうたっている市民憲章の精神を尊重し、実践するため、田辺市自治会連合会総会、田辺町内会連合会総会等自治会活動の場において、参加者全員による市民憲章の朗読を行う。	自治振興課	田辺町内会連合会及び田辺市自治会連合会総会資料裏表紙に市民憲章を印刷し全会員に配布。 ・田辺町内会連合会 85組織 ・田辺市自治会連合会 212組織 田辺町内会連合会及び田辺市自治会連合会総会冒頭において市民憲章の唱和を行う。 ・田辺町内会連合会 対象者 64名 ・田辺市自治会連合会 対象者 39名	市民憲章の朗読により、地域自治組織における人権意識の高揚と全市一体となった普及促進活動を実施できた。 問題・課題等は特になし。	田辺町内会連合会については、令和7年3月31日をもって解散（田辺市自治会連合会と合併）したため、令和7年度以降については、田辺市自治会連合会として継続する予定。
避難行動要支援者の支援対策	自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に対し、避難行動要支援者名簿を提供することで、災害時に支援を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日頃から地域の支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。	防災まちづくり課	平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿として法的に位置付けられ、名簿の提供を行う場合は市による本人の同意の取得が必要となったことから、名簿の提供を行うことに同意を得られた避難行動要支援者については、自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に名簿の提供を行った。	名簿については、災害時のみならず平常時においても、避難行動要支援者への支援の一つの手段として活用していただけるよう、さらに啓発に努める必要がある。また、多種多様な災害に対応するためには、避難行動要支援者本人の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが課題となっている。	令和7年度においても避難行動要支援者名簿の提供を行う。
人権に配慮した企業誘致	企業誘致活動においては、地域との連携を重視し、人権や環境を大切に企業の誘致に努める。	商工振興課	人権に配慮した企業誘致を進めるとともに、誘致企業や地元との調整においても、人権や環境に配慮しながら業務を実施した。	事業の内容を意識しながら、業務を実施することが出来た。	令和7年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交流推進事業	常に人権尊重を基本として、「交流推進事業」に取り組む。特に「人を思いやる心」を常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図る。	商工振興課	首都圏・都市部において地域産品への注目が高まりつつあることを受け、農林水産物の流通を促進し販路拡大を図るとともに、地域間交流を積極的に行うことで田辺市への関心を高め、市内特産品の販売促進や観光客の増進に取り組んだ。「人を思いやる心」については常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図った。	交流事業を行う上で、最も根幹となるのは相手方を理解し尊重することから生まれる信頼関係であるため、常に人権を尊重し、相手方を思いやる感性を重視し、取り組んでいる。	令和7年度も継続予定。
職員向け人権研修の実施	1. 市 新規採用職員を対象に「人権研修」を実施する。 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 新規採用職員研修、一般職員一次研修、監督者二次研修、管理者研修のカリキュラム内において実施される「人権研修」を受講する。	総務課	1. 市 (1) 新採職員研修(前期)「人権啓発の推進について」 日程:令和6年4月2日 対象:新規採用職員 受講者数31名 (2) 新採職員研修(後期)「田辺市の人権尊重のまちづくりについて」 日程:令和6年10月1日 対象:新規採用職員 受講者数31名 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 (1) 新規採用職員研修 日程:令和6年4月10日～12日 対象:新規採用職員 受講者数24名 (2) 一般職員一次研修(田辺市会場) 日程:令和6年5月15日～17日 対象:採用3年目職員 受講者数21名 (3) 監督者二次研修 日程:令和6年10月24日～25日、10月31日～11月1日 (予備日程) 対象:係長級5年目職員 受講者数17名 (4) 管理者研修 日程:令和6年11月14日～15日 対象:係長級1年目 受講者数18名	人権に関する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
適切な接遇の実践に係る研修実施及び職員通知	1. 市 新規採用職員を対象に「接遇マナー研修」を実施する。 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 専門研修として実施される「接遇マナー研修」を受講する。 3. 市職員としての心構えと接遇等の実践、服務規律について、機会をとらえ、部長会を通じて、全職員に周知徹底する。	総務課	1. 市 (1) 新採職員研修(前期)「接遇マナー研修」 日程:令和6年4月2日 対象:新規採用職員 受講者数31名 (2) 新採職員研修(後期)「接遇マナー研修」 日程:令和6年10月1日 対象:新規採用職員 受講者数31名 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 接遇マナー研修 日程:令和6年6月5日 対象:採用2年目職員 受講者数31名 3. 内部通知 令和6年4月8日【副市長通知】 「市職員としての心構えと接遇等の実践について」	・継続的な取組みが重要である。	・定期的、計画的に実施していく。
田辺市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度	平成24年12月17日から施行し、平成24年度分から適用。住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその旨を告知し、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止をはかる。	市民課	不正取得された本人に告知を行うことにより、権利利益を守るとともに、不正取得の抑止をはかる。	不正取得が発覚して、その事実が確定し告知するまでの期間が長期間に渡るため、告知が遅くなる。 事件についての写し等の利用状況については調査権がないため、新聞報道や国(県)からの情報に頼っている。	今後も継続する。
相談者や要保護者等の人権尊重	生活保護の受給者や相談者は、高齢や障害・傷病等、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や保護受給者に寄り添って対応するよう、係内会議等を通じて周知する。	福祉課	新たに配属されたケースワーカーのうち、社会福祉主事任用資格を持たない職員は、社会福祉主事講習を受講し福祉に携わる職員としての資質向上に努めている。 また、随時開催しているケース検討会などの係内会議では、個別ケースの検討を通じ、職員相互に対人援助技術の向上等を図るとともに、職場内外における人権に関する研修、講演会に積極的に参加するように努めている。	担当職員は、常に相手の人権を尊重した対応に努めている。	関係部署と連携しながらより、一層対象者の人権に配慮した取組を進めていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市事前登録による本人通知制度	平成25年10月1日から開始。 住民票の写しや戸籍の附票の写し又は戸籍の謄抄本の発行を第三者等に交付した場合に、事前登録した者に対し、交付の事実を通知する制度。 不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図る。 平成28年4月からは、登録期間（3年間）を廃止し、更新手続を不要とした。	市民課	不正請求の抑止や早期発見。 不正取得による個人の権利侵害の抑止、防止に役立つ。	登録者数 501人 （令和7年3月1日時点） 通知件数 29件 （令和6年度）	制度の周知について、今後も広報やホームページ等を通じて積極的に継続していく。

3. 人権教育・啓発の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
企業・各種団体等での人権啓発	企業の評価を、経済的な面だけでなく、人権尊重や環境保護などの視点から評価する動きも一般的になってきた。このような状況下で、企業からの講師派遣の要望に基づき、指導員を講師として派遣する。	人権推進課	介護事業所から依頼があり、令和7年2月13日（木）市内介護事業所において人権研修会を実施した。介護業務従事者30名の参加があった。	各種団体等への講師派遣（人権推進課職員）は実施したが、企業からの要望がなかったため、企業への周知方法が課題である。	企業における人権教育・啓発の取組を促進するため、田辺市企業人権推進協議会と連携して、学習相談への対応や情報・教材の提供、講師派遣などの支援を行っていく。
企業・各種団体等での人権啓発	各種団体での人権学習・啓発については、派遣要望に応じて人権推進課指導員を派遣する。また、市の人権行政について講座を希望する場合は、課長等が講師を務める。	人権推進課	令和6年度は6団体から要望があり研修を実施。 「『田辺市人権尊重のまちづくり条例』について」 講師は全て人権推進課 ・定例教頭会 新人研修（大塔総合文化会館） 7月23日 参加者55人 ・教職員 初任者研修（田辺市役所） 8月19日 参加者36人 ・男女懇話会 人権研修（田辺市役所） 10月22日 参加者15人 ・社会福祉協議会 人権研修 11月19日 参加者30人	田辺市人権尊重のまちづくり条例制定後、様々な団体から研修の要望があり、周知のための研修を行うことができた。	令和7年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人を大切にする教育の推進	各公民館において、「人を大切にする教育」に基づき人権教育をより積極的に展開するよう、公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事に対して指導を行う。	生涯学習課	主事会や生涯学習（人権）推進員会議など機会を通して、「人を大切にする教育」基本方針に基づいた教育啓発活動を展開するよう、共通認識と意思統一を行った。	「人を大切にする教育」基本方針を確認することにより、統一した考え方に基づいた事業展開を図ることができた。	今後とも、あらゆる機会をとらえて、「人を大切にする教育」基本方針については、確認の取組を行っていくものとする。
	人権教育担当者会・管理職研修会及び定例学校訪問等を利用し、各学校・園に対して「人を大切にする教育」の全体計画に基づき、人権教育をより積極的に展開するよう指導する。 また、各学校・園では教育計画に基づき、道徳をはじめとした全教育活動を通して人権教育を実践し、児童生徒の人権意識の向上に努める。	学校教育課	・年度当初の校長・教頭・園長会において、学校教育指導の方針の説明の中で、人を大切にする教育の推進について指導した。 ・令和6年5月から同年11月にかけ、定例学校訪問を実施し、その中で人権教育を積極的に展開するよう指導した。 ・人を大切にする教育主任・学習支援推進教員研修会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、実施せず「人権教育」については各校による研修を行った。	学校訪問等を通じて、各学校に指導することができた。また、各学校では教育計画に基づき人権教育を推進しており、児童生徒の人権意識の向上を図ることができた。近年、いじめ・インターネットによる人権侵害、生活困窮者、外国人、性的少数者など様々な人権課題が上がっているため、田辺市の実態に応じた研修を今後も行っていく必要がある。	令和7年度も継続予定。
公民館 地域別人権学習会	市内の各公民館がそれぞれの地域において、人権の重要課題に対する基本的な認識を十分踏まえながら、市民一人ひとりが人権課題を発見し、身の周りにある具体的な人権課題の解決に結びつくような人権学習会を開催する。 開催にあたっては、公民館長と公民館主事が、生涯学習（人権）推進員と協議し、公民館区ごとに各種団体・機関等の協力を得ながら人権学習実行委員会を組織して、学習会の企画・運営等について協議する。	生涯学習課	令和6年度は20会場で開催し、延べ1,250名の市民の参加があった。テーマについては、各公民館が生涯学習（人権）推進員を中心とした実行委員会において、ネットリテラシーや、障害、災害時の人権問題など、地域に合ったテーマを設定し、多様なニーズに応えられるように努めた。	引き続き館長、主事と生涯学習（人権）推進員、人権擁護連盟理事が連携、住民参画により地域の人権課題について十分協議した上での企画、立案に努めていく。企画、立案にあたっては、新たな法令等の理解や周知に資する内容及び社会情勢に応じて興味関心や当事者意識を持ってもらえるようなテーマ設定を進め、広報などで幅広い参加者を得るための創意工夫を行うとともに、開催時期や方法について見直しを図りながら取組を進めていく必要がある。	各地域の課題、諸問題等を踏まえてテーマを設定し、実行委員会の組織を中心に地域別人権学習会を開催していくものとする。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市民生 児童委員協 議会研修会	民生委員・児童委員は、その活動に当たり、個人の人格を尊重することはもとより、基本的な人権に関する正しい認識に基づき活動を進めていくことが基本となる。田辺市民生児童委員協議会では、こうした人権意識の高揚を図るため、年に1回以上の人権学習会の開催または他機関が開催する人権講演会等への参加に努める。	福祉課	田辺市民生児童委員協議会では、事業計画の一つである「民生委員・児童委員の研修の推進」の中に人権学習の推進を位置付けている。例年、和歌山県民生委員児童委員協議会主催の研修会において人権学習に取り組んでおり、令和6年度においてはDVDを活用して、次の研修会において、人権学習を行った。 ＜和歌山県・和歌山県民生委員児童委員協議会主催＞ 令和6年7月 単位民児協会長・副会長研修会 人権研修DVD鑑賞 「クリームパン」 令和6年10月 児童委員研修会 人権研修DVD視聴 「大切なひと」 令和6年10月 主任児童委員研修会 人権研修DVD視聴 「バースデイ」 令和7年2月 ブロック別民生委員・児童委員研修会 (田辺市・西牟婁郡ブロック) 人権研修DVD視聴 「親愛なる、あなたへ」 令和7年2月 新任民生委員・児童委員研修会 人権研修DVD視聴 「「思い込み」から「思いやり」へ」	田辺市民生児童委員協議会主催の研修、県民児協の研修を通じ、民生委員・児童委員活動の基本となる人格の尊重や人権意識の高揚について学ぶことで、会員個々の修養を図ることができた。 児童虐待防止のための「あかちゃん訪問」事業についても継続して取り組んだ。	継続して人権学習、児童虐待防止活動に取り組みたい。
田辺市企業 人権推進協 議会	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	令和6年度の事業計画に基づき、研修会を実施した。 【令和6年度事業計画】 1. 明るく働きがいのある職場づくりを目指して、各事業所が自主的、主体的に研修機会をもてるよう啓発活動を推進します。 2. 企業内人権啓発を推進すべく、市人権推進課との連携の下、講師の依頼、啓発ビデオの提供等企業内研修会の開催を支援し、また、各種研修会の案内と参加の呼びかけに努めます。 3. 人権啓発に係る国や県等関係機関との連携を図り、人権啓発のための推進体制の充実に努めます。	現在、会員が48企業あり、7参与会員とともに、昭和58年度から令和6年度までに、延べ25企業、3,333人の参加により企業内研修が行われてきた。最近の実績としては、年間25社となっているが、さらに企業内研修の実施企業を増やす取組が必要である。	今後とも会員企業の募集に努めるとともに、企業内研修の実施企業を増やすべく、県の人権担当部署とも連携しながら、企業の代表者や研修推進員等を対象とした研修会等を通じ、より一層推進していく予定である。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交通安全対策事業、田辺市暴力追放協議会事業、田辺地区防犯協議会事業	市民の基本的人権の根底となる生命を守り、安全・安心な生活を保持するため、警察署との緊密な連携を図りながら、交通安全対策事業（街頭啓発・指導等）及び暴力追放活動（決起集会・パレード等）並びに防犯活動（紀伊田辺駅前におけるマナーアップキャンペーン等）を行う。	自治振興課	■交通安全対策事業 ①行政機関や民間の各種関係機関等で組織する「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」で、春（4月6日～15日）・秋（9月21日～30日）の全国交通安全運動期間及び夏（7月11日～20日）・冬（12月1日～10日）の交通事故防止県民運動時に広報・啓発活動を実施した。 ・4月5日 中部公民館で田辺警察署と漫才師すみたにさんによる交通安全教室を開催。 また、ラジオ広報として「交通安全教室」の内容を収録し、後日2日間に分けて和歌山放送で放送した。また、交通指導員が交通安全に関する注意点等について収録し、後日FM田辺で2回に分けて放送した。 ・4月11日 オークワパビリオンシティ田辺店前で街頭啓発し、また期間中市内その他の場所（龍神行政局管内小中学校、事業所前、Aコープ紀南熊野古道なかへち店前、大塔行政局管内小中学校前）において街頭啓発を実施。 ・7月11日 田辺市役所本庁舎、Aコープ紀南熊野古道なかへち店前、Aコープ紀南熊雄古道ちかつゆ店前、大塔体育館前駐車場で街頭啓発を実施。 ・9月30日 オークワパビリオンシティ田辺店前で街頭啓発を実施し、また期間中市内その他の場所（Aコープ紀南熊野古道なかへち店前、JA紀南鮎川支店（Aコープ）前、熊野本宮大社前国道）で街頭啓発を実施。 ・12月9日 オークワパビリオンシティ田辺店前、熊野本宮大社前国道で街頭啓発し、また期間中市内その他の場所（龍神市民センター、熊野本宮大社前国道）において街頭啓発を実施。	当地域は高齢者が関わる交通事故、横断歩行者事故の割合が高いことから継続した啓発活動が必要がある。	令和7年度も継続予定。
			■田辺市暴力追放協議会事業 ・7月19日、田辺市暴力追放協議会総会を開催。 ・10月25日、暴力追放決起集会及び街頭啓発パレードを開催。約270人の会員が参加し、暴力追放を呼びかけた。	すべての暴力をなくすための本事業を引き続き実施する必要がある。	令和7年度も継続予定。
			■田辺地区防犯協議会事業 田辺警察署（生活安全刑事課生活安全係）を中心に防犯教室の開催や特殊詐欺防止対策等の犯罪防止啓発を実施した。	特殊詐欺等の犯罪者集団や、悪質商法業者から、高齢者が狙われることが多いことから、被害防止のための事業を実施する必要がある。	令和7年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
地域の9団体が共催する人権活動	＊事業：映画上映会 午前の部 ＊上映映画題名：「荒野に希望の灯をともす」 ＊内容：アフガニスタンとパキスタンで35年にわたり、病や戦乱、そして干ばつに苦しむ人々に寄り添いながら命を救い、生きる手助けをしてきた医師・中村哲さんの映画。 午後の部 ＊上映映画題名：「咲む（えむ）」 ＊内容：一人の若きろうの女性を通して喜びや葛藤の中で生き、様々な障壁を乗り越えていく姿から、「ろう者」とは「きこえない」とは何かということ、そして、「手話言語」は魅力的で素晴らしい言葉であること、ろう者独自の文化を市民に与えていくことをコンセプトにした映画。 ＊目的 「戦争と人権」や「障害者の人権」をテーマとし、特に小中学生やその家族に多く鑑賞してもらえるよう作品を選定、家庭で、戦争や平和、人権について話し合う機会ができることを目的に開催しました。	大塔行政局 総務課	（実施内容） ・日時：令和7年2月23日（日） ①10:00～ ②13:30～ ・場所：大塔総合文化会館 ・①参加者：41名 ・②参加者：42名 共催9団体 田辺市人権擁護連盟大塔支部・田辺市女性会連絡協議会大塔支部・大塔自治連絡協議会・大塔地区民生児童委員協議会・身体障害者連盟大塔支部・大塔公民館・大塔老人クラブ連合会・大塔地区ボランティア連絡協議会・大塔赤十字奉仕団	例年より幅広く参加の声掛けをすることができた。小中学生やその家族の参加を促すため、戦争や障害者をテーマにした作品を選定したが、次年度以降、映画会等を実施する場合は、より多くの方の参加、特に若年層に参加してもらえるような作品選定及び開催時間等改めて検討していく。	令和7年度においても、大塔生涯学習フェスタの一環事業として9団体共催で開催予定。
人権啓発物品の配布	龍神教育事務所に対し、人権擁護連盟龍神支部から人権教育活動として啓発物品（標語入りカラーベンチ）を贈呈。	龍神行政局 総務課	カラーベンチについては、龍神地域の体育施設（テニスコート）へ設置済	龍神地域の体育施設を利用される龍神地域及び地域外の方々に対し、人権意識の高揚を図ることが期待できる。	事業の継続については今後、検討する。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権を考える学習会	田辺市人権擁護連盟中辺路支部、中辺路公民館、田辺市女性会連絡協議会中辺路支部、及び、中辺路町老人クラブ連合会の4団体共催による人権学習会を開催した。	中辺路行政局総務課	毎年、田辺市人権擁護連盟中辺路支部と中辺路公民館が交互に企画しており、令和6年度は、田辺市人権擁護連盟中辺路支部の企画で人権映画を上映した。 上映作品名 DVD「家族はつらいよⅢ妻よ薔薇のように」 参加者数 60人	参加者数の変動は開催内容によるところが大きい。今後も時事の人権問題に即した内容で開催していく。	令和7年度は、中辺路公民館が企画し、11月の開催を予定している。
人権標語による啓発活動	中辺路行政局管内の小中学生を対象に人権啓発標語を募集し、入選者を表彰した。 入選作品は、中辺路公民館だよりと人権擁護連盟だよりで発表し、人権啓発カレンダーにも掲載して家庭や職場における人権啓発に活用している。	中辺路行政局総務課	平成15年度から継続する取組。令和6年度は、町内4校から児童生徒100人の応募があり、厳正な審査の結果、12作品が入選し、その中から、小学生の部1作品、中学生の部1作品を優秀作品に選出した。 入選作品を掲載した啓発カレンダーは、管内の保育園および小中学校に配布するとともに、支部理事による啓発活動として、中辺路文化祭で配布したほか、管内の各事業所等で活用されている。	応募率は9割以上と高く、標語を考える過程で子どもたちの人権意識の高揚が期待できるほか、入選作品の活用により、通年の啓発効果が見込まれる。	令和7年度は、7月の募集開始を予定している。
人権お話し会	小中学生各校代表者により、人権作文の発表会と講演会を開催。	本宮行政局総務課 本宮教育事務所	令和6年12月17日(火)本宮中学校体育館で開催。参加者67名。 ◆第1部 小・中学生人権お話し会(各小中学校代表9名による人権作文発表) ◆第2部 人権コンサート「hatao & nami人権コンサート」 ◆過去の人権作文集を12月9日から27日まで、本宮行政局1階住民ロビーに展示。 ◆発表された作文は、作文集として製本し、本宮管内で各戸配布を行った。	一般参加者の参加増が課題である。	令和7年度も人権週間に開催予定。
二十歳のメッセージ募集事業	本宮行政局管内で実施している、二十歳を祝う会のときに、親・恩師・友人等に感謝のメッセージを書いていただき、メッセージボードを作成し行政局ロビーに展示。	本宮行政局総務課 本宮教育事務所	◆令和6年8月13日(火)「二十歳を祝う会」の際に家族などお世話になった方々への感謝の気持ちや故郷に対する思いを募集し、「祝う会」会場にて記入してもらう。これらのメッセージを9月末まで本宮行政局住民ロビーに掲示した。	メッセージを機に人権の大切さを考えていただけるようにしていくこと。	今後も家族やふるさとへの思いなど振り返る好機として継続して実施する。

4. 相談支援体制の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権相談	市民の人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行う。	人権推進課	【相談場所】人権推進課 【相談方法】電話7件 面談1件 【相談内容】障がいのある人の人権関係 1件 同和問題(部落差別) 1件 働く人の人権 2件 その他(様々な人権) 4件 *複数当てはまる内容あり。	女性の悩みや相談には女性職員が応じることにより、利用者が、安心かつ容易に利用できる相談体制づくりに努めた。	相談窓口が最も身近な人権救済窓口としてその機能が発揮できるよう、誰もが安心して相談できる体制づくりや相談業務の適切な実施に努める。また、複雑・多様化する人権問題に対して、国・県・各専門機関との連携や協力を図りながら適切な指導や助言を行っていく。
登記・相続・人権相談	法務大臣の委嘱による田辺部会所属の人権擁護委員が相談員となって実施する。(旧田辺では年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では各年2回実施)	人権推進課	【相談場所】旧田辺 4回 龍神 6回 中辺路 2回 大塔 2回 本宮 2回 【相談方法】面談 【相談内容】旧田辺：人権相談 行政局管内：登記・相続相談、人権相談	特設相談では、相続・登記に関する相談はよくあるが、人権相談は比較的少ない。	市のホームページや広報田辺のほか、ポスターの掲示等を引き続き行い市民の方に広く周知をしていく。
不登校児相談	不登校問題に関する相談窓口を田辺市教育支援センターに設け、随時、電話相談や面接相談を行う。また、不登校児童生徒に対しては、各学校との連携のもと教育支援センターへの通室指導や家庭訪問等を行い対応する。	学校教育課	【相談場所】教育支援センター 【相談方法】電話・面談など52件 【相談内容】学校支援・体験活動など通室対応、いじめ、不登校、友人関係、学業、家庭問題に係る内容	様々な問題を抱える児童生徒が増加し、不登校の要因も多様化、低年齢化されており、教育支援センターの役割がさらに重要になってきている。	令和7年度も継続実施。
市民法律相談	市民が抱える法的措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月、月曜(原則)に開催する。	自治振興課	【相談場所】本庁 36回 龍神 2回 中辺路2回 本宮 2回 大塔 2回 【相談方法】面談 181件 【相談内容】法律相談	市民が専門家から法的解決策を教わるができる便利な制度である。	令和7年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
消費生活・市民相談	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談ごとについて、市民が身近に立ち寄ることのできる消費生活・市民相談を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。	自治振興課	【相談方法】面談・電話 【相談内容】消費関係 223件 相続関係 11件 離婚関係 5件 多重債務関係 0件 その他 119件	問題解決のための助言や情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の意識高揚やトラブル防止が図られ、安全で安心なまちづくりに寄与することができた。 相談窓口機能の更なる充実を図るため、関係機関との協力・連携を進めるとともに、担当職員の能力向上に努める必要がある。	令和7年度も継続実施。 また、担当職員の能力向上を図るため、研修会への積極的な参加に努める。
女性電話相談	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。(月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午まで)	男女共同参画推進室	【相談場所】男女共同参画推進室 【相談方法】電話 44件	悩みを誰にも打ち明けることができずに、一人で抱え込み苦しんでいる相談者に対して、その傷ついた心を癒すことができた。まず一歩を踏み出すことができるよう、相談者の気持ちに寄り添いながら問題の整理をし、自己選択ができるように支援しているので、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」への貢献度は高いと思われる。	令和7年度も継続実施。
一般健康相談	一般健康相談は、西部センター(デイサービスセンター)、南部センター、芳養児童センター、地域の集会所等で定期的に実施する。 健康増進課、行政局住民福祉課では、電話及び窓口相談を平日に随時実施する。	健康増進課	【相談場所】 西部センター、南部センター、芳養児童センター、地域の集会所等 87回 【相談方法】巡回型健康相談 380件 窓口相談、電話相談 974件 各種イベント、教室、相談 1,699件 【相談内容】 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する相談や歯周疾患予防、骨粗鬆症予防、禁煙相談や健康に関する相談等	窓口相談・電話相談には、保健師・管理栄養士とも随時相談対応している。 巡回相談は定例的に実施しているが、参加者が固定している。	今年度も継続実施。 関係機関との連携を図り参加者数の拡充を図るとともに内容の充実に努める。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年期の若者及び家族の来所、訪問、電話、メールでの相談を実施し、本人や家族を支え社会参加を促します。	健康増進課	【相談場所】 市役所、訪問 等 【相談方法】 電話相談 15件 来所面談 97件 メール相談 1件 訪問 18件 【相談内容】 ひきこもりに関する相談 【特記事項】 基本的には家族相談は月1回、本人への定期相談は2週間に1回、訪問は月1回～2回、関係機関や他課と連携しながら実施した。	専任の職員を配置し、随時相談に対応できるような体制を整えているが、相談に繋がっているのは対象者の一部であると思われる。相談窓口の啓発方法についても検討が必要である。関係機関と定期的に検討会を開催し連携を図っている。	今年度も継続実施。対象者の内、ある程度把握できる教育関係機関との連携をさらに密にし、早期支援につながる体制作りを強化する。相談窓口の啓発方法やパンフレットの内容についてよりよい方法を検討していく。また、8050問題等に対応しうる新しい資源の構築に既存のネットワークを活用し取り組んでいく。
子育て相談	子育ての様々な悩みに対応する、子育て相談を実施する。 初めて親になった方が対象となる「すくすく教室」で心配ごと相談を実施する。	健康増進課	【相談場所】 すくすく教室 【相談方法】 電話・面談 110件 【相談内容】 母乳やミルクについて、離乳食について、病気のことについて、身体発育について、赤ちゃんとのかかわり方・育て方について等、育児に関する内容が大多数 【特記事項】 育児教室(すくすく教室)実施回数 12回 参加人数 171人	すくすく教室は、日頃悩んでいることを共有し解消したり、仲間づくりの場にもなっている。 子育て相談では、赤ちゃんとのかわりなど身近な相談を気軽に受けてもらえるよう努めている。	すくすく教室では第1子を対象に案内を送付しているが、対象児が減少しており、赤ちゃん訪問で第1子に限らず、案内をする予定。ハイリスク親子の教室参加等を促す機会の検討や個別での対応が必要である。また、母同士が交流できる場であり、育児の孤立化を防止する機会となっている。参加人数が少なく、中止した回もある。対象者ニーズを把握するため昨年度アンケートを実施し、今年度は内容を変更して実施。参加者は増加傾向にある。 電話相談では、限られた情報で適切な助言ができたか評価できないため、必要に応じ訪問事業で対応していく。
家庭児童相談	家庭における子育ての悩みや問題、また子ども達が安全・安心で健やかに育つための環境づくりについて、家庭等からの相談の受付、学校や児童相談所等関係機関と連携した対応、その他調査や面接及び訪問等により家庭への支援を行う。	子育て推進課	【相談場所】 家庭児童相談室 【相談方法】 面 談 217件 電 話 532件 家庭訪問 158件 関係機関連携 967件 児童相談所連携 371件	養育者の育児不安の解消等、心理的な負担軽減ができた。また、児童虐待の相談や通告に対し、関係機関と連携し対応することができた。	関係機関と連携をとりながら、令和7年度も引き続き相談業務の充実に努める。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
隣保館相談事業	地域住民に対し、生活上の相談・人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。	南部・西部・芳養センター	【相談場所】南部センター 250回 西部センター 236回 芳養センター 213回 【相談方法】面談 711件 【相談内容】職業相談 南部センター 45件 西部センター 15件 芳養センター 11件 健康相談 南部センター 49件 西部センター 21件 芳養センター 25件 その他日常生活に関する相談 南部センター 156件 西部センター 200件 芳養センター 177件 【特記事項】毎月一回、和歌山県就職促進相談員による職業相談や市の保健師による健康相談を実施した。地域住民から日常生活においての相談（市営住宅への入居や環境整備に関すること、介護予防、ひとり高齢者世帯、福祉に関することなど）に対応し、必要に応じて関係機関へ繋ぐと共に連携を図り見守り支援を行った。	生活困窮者、市営住宅、介護予防、福祉などの相談で関係担当部署との連携を深め、迅速に対応出来るよう取り組む。	令和7年度も継続し実施していく。
自殺対策について	毎年度、街頭啓発の実施及び関係団体などの支援を実施。	やすらぎ対策課障害福祉室	【特記事項】 9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発活動 ①市の広報紙及びHPや市公式SNSの掲載による周知 ②市内2ヶ所のスーパー等街頭で相談先チラシ、啓発物品を配布 ③自殺予防啓発図書コーナーの設置（たなべる） ④田辺市役所本庁舎でのぼりの掲揚 ⑤自殺予防 自死遺族交流会（わかちあい和歌山うめの花：県主催）開催支援。 市職員（係長級以上）を対象としたゲートキーパー養成講座を開催	啓発活動に係る予算が減少し、限られた予算内での事業実施となっている。 令和6年度、田辺市第2期自殺対策計画を策定した。 自殺対策計画は全庁的な計画であるが、各課の理解・協力が得づらい。	・9月の自殺予防週間・3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発活動を実施 ・田辺市自殺対策計画において、各課の進捗状況を把握 ・ゲートキーパー養成講座開催 ・県主催の自死遺族交流会（わかちあい和歌山うめの花）の開催に協力。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者相談支援事業	障害児者、その家族および関係者からの相談の窓口として、平成20年4月から、「田辺市障害児・者相談支援センター ゆめふる」を設置し、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）に関係なく相談を受けることができる体制へと整備を行った。 4法人（田辺市社協、ふたば福祉会、やおき福祉会、県福祉事業団）から担当者（相談支援専門員）が常駐し、市民から気軽に利用してもらえる窓口となるよう、障害福祉室及び各法人が連携を取り、運営に努めている。	やすらぎ対策課障害福祉室	【相談場所】田辺市障害児・者相談支援センターにじのわ、基幹相談支援センターにしむろ 市民総合センター内 随時 龍神行政局 12回 中辺路行政局 12回 本宮行政局 12回 大塔行政局 12回 【相談方法】面談、電話 【特記事項】 西牟婁圏域の相談支援体制の強化を図るため、令和2年4月、地域生活拠点等整備の中核的な機関である「基幹相談支援センターにしむろ」を設置し、「基幹相談支援センター機能強化事業」の専任を2名とし、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の専任1名を配置する他、24時間対応支援員を置く等、相談支援事業所の役割強化や、障害者の自立に向けた1人暮らし支援等に取り組んでいる。 令和3年度から西牟婁圏域が事業範囲となり、名称も「にじのわ」に変更し、相談支援専門員も4名から8名に増員となった。	相談実績 H29:9,237件 H30:9,303件 R1:9,055件 R2:8,592件 R3:8,901件 R4:7,529件 R5:8,623件 R6:8,954件 相談件数が高止まりしている。令和2年度はコロナの影響で相談件数が減少し、以降増減を繰り返している 教育・保育・高齢者・貧困等、問題が複雑に絡む困難ケースの受付も増加。他部署で対応すべき相談が、「にじのわ」に移行されるケースもあり、相談員の負担が増し、難易度が高まっている。 市機能が新庁舎に移転したことに伴い、にじのわへの相談案内がすぐにできない場合もあり、市役所に来られた方についての一次相談を障害福祉室にて対応し、にじのわにつなぐ必要のある案件については、情報を共有しながら対応している。	今後も、現状の相談体制を継続していくが、市機能が新庁舎に移転したことに伴い、一次相談を障害福祉室で対応したうえで、にじのわ等につなぐケースが増加してくると思われる。また、全体的に相談件数の増加やカバーするエリアがかなり広域であるため、相談支援専門員の業務が非常に煩雑となっているため、相談支援事業における業務内容について、関係者で協議を行っているところである。

5. 同和問題

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「同和問題」啓発	「同和問題」を含めた研修会・講演会等の実施に向けた検討を行う。「同和運動推進月間」等、啓発の機会をとらえて他の人権課題とともに「同和問題」についての啓発（資料提供）を行う。	人権推進課	11月1日～30日の同和運動推進月間には、同和問題に係る啓発物品の配布と共に街頭啓発を行った。	同和問題については、半世紀以上にわたる、人権教育・啓発活動により市民の同和問題に対する理解は浸透しつつあるものの、県内においても依然として、行政機関に対する同和地区の問合せや、差別落書き、インターネット上における差別的な書き込み等が発生している。こうした中、田辺市においても自らの問題と捉え、今後もさらに啓発活動を継続していくことが必要となる。	令和7年度についても継続して、同和問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施していく。
「住宅新築資金等貸付金」にかかる償還業務	同和対策事業の一つである「住宅新築資金等貸付金」についての経緯や目的を正しく理解して、個人情報等の取扱いに細心の注意を払いながら取り組む。	人権推進課	同和対策事業の一環として、居住環境の整備改善を図るために個人に貸付した資金の回収業務であり、貸付金は25年の償還となっている。滞納者については訪問や償還指導を行い、貸付金の回収を行なった。長期に亘り貸付金が回収できない場合は、法的手続や債権放棄など債権の整理を検討していく。	25年という償還期間は長く、その間、借受人の中には、収入減、死亡・病気などにより貸付金滞納が発生している。	生活が困窮している滞納者については、分納も考慮し、今後も粘り強く償還指導を行っていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各 学 校 での 教育活動、管 理職研修会、 人 権 教 育 担 当 者 会、初任 者 研 修	・児童生徒 田辺市教育委員会が策定している 「人を大切にする教育」の基本方針を 基に、人権教育の充実を図るよう各学 校・園に指導する。特に同和問題に関 しては、社会科を中心に教育活動全 体を通じて、正しい知識と認識を深め るよう指導を行う。 ・教職員 管理職研修会などを通して、「人を大 切にする教育」の基本方針についての 研修を深め、同和問題を含めた人権 教育の充実を図るよう指導する。	学校教育課	児童生徒 ・各学校において、「人を大切にする教育」の全体計画を作成 し、実情に応じて人権教育を推進した。 教職員 ・令和6年5月から同年11月にかけ、市内全幼稚園（3園）及 び小中学校（39校）を定例訪問し、人権教育を積極的に展開 するよう指導した。	教職員の人権意識の向上を図 ることによって、より充実した「人 を大切にする教育」を推進するこ とができた。	令和7年度も継続予定。
地 域 交 流 事 業	地域住民を対象とした各種クラブ活 動、レクリエーション、教養・文化活動 等地域住民の交流を図るために、生 花教室、茶道教室、健康体操教室、講 演会などを実施する。	南部・西部・ 芳 養 セ ン ター	南部センター：なんぶフェスティバル・生花サークル・手話教 室・健康体操教室・グラウンドゴルフ教室・各種サークル・グラ ウンドゴルフ大会・人権学習会・大津波避難訓練・防災訓練・ 夏の子どもを守る運動懇話会・補導巡回事業・町内美化運動 などを実施した。 西部センター：生花教室・編物教室・グラウンドゴルフ教室・作 品作り教室・西部人権の集い・防災学習会・防犯講演会・教育 講演会などを実施した。 芳養センター：生花教室・着付教室・健康体操教室・自主防 災事業などを実施した。	地域住民参加の教室や学習会・ 講演会等を開催することにより 周辺住民との交流の輪が広がっ てきている。	令和7年度も事業継続及び 広報活動の充実に努め、参加 者等の増加をはかる。

6. 女性の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
審議会等委員への女性の参画促進	市役所各課における審議会等委員会への女性比率目標を34%とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努める。	男女共同参画推進室	令和7年3月末現在の田辺市の審議会等委員会における女性比率は23.5%であった。(対象となる審議会等は59審議会)	各種団体から推薦される委員はその団体の会長等役職者がほとんど男性であるため女性の参画が進まないことなどの問題点がある。	令和7年度も各種団体の役職者にかかわらず女性の適任者を推薦していただくなど、女性の視点が市の施策等に反映されるよう、引き続き女性比率目標達成に向け取組を推進する。
「第2次田辺市男女共同参画プラン」の推進	田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくために、「第2次田辺市男女共同参画プラン」に基づいて、各施策の取組を推進する。	男女共同参画推進室	各課において男女共同参画社会の実現に向け、具体的施策として掲げた個々の施策の推進に取り組んだ。また、前年度(令和5年度)の進捗状況を点検・評価することにより進行管理を行った。	概ね男女共同参画プランに沿った取組ができています。	令和7年度も継続実施。男女共同参画に関する施策の重要事項を審議する男女共同参画懇話会からいただいた意見を施策に反映させる。
各種講座・講演会等の啓発活動	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催し、誰もが個性と能力を活かし、いきいきと暮らしていける男女共同参画社会の推進についての意識を啓発する。	男女共同参画推進室	○講座・講演会等を開催した。 ・令和6年9月7日 パネルディスカッション「となりの人の田辺ぐらし〜わが家のライフスタイル〜」参加者:27名 ・令和6年10月27日 相談支援ステップアップ講座「ハラスメントの理解と防止〜安心して働くために〜」参加者:24名 ・令和6年11月24日 救急救命講座「教えて!女性分団さん…誰も正しい知識をもつことで救える命があります…」参加者:18名 ・令和6年12月7日 「普段の暮らしに役立つ防災〜すぐにできるゲームやトイレ実験、拡張現実(AR)を体感しながら男女共同参画と防災について考える〜」参加者:32名 ・令和7年1月19日 DVD鑑賞会「ミセス・ハリス、パリへ行く」参加者:25名 ・令和7年2月9日 「自分も相手も大切にするアサーティブコミュニケーション講座」参加者:24名 ・令和7年2月11日 「一人一人の生き方を応援し合う未来づくり 結婚する?しない?子供を望む?望まない?自由だからこそ悩む。不安になる。そんな時代を軽やかに生きる方法〜」参加者:37名	ハラスメント、防災や救急現場への女性の参画、自分らしい生き方や子育て、家族のかたち等について、講座を通して学び、参加者同士で共有することができ、アンケートの内容も好評であった。	令和7年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動	DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行う。	男女共同参画推進室	○DVを防止するため啓発活動を実施した。 ・男女共同参画センター広報紙「ゆう」（年3回発行）にDVに関する記事（11月発行分）及び内閣府の若年層の性暴力被害予防月間のポスターの画像（3月発行分）を掲載した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11/12～11/25）にあたり、スーパーマーケットやJR紀伊田辺駅前で街頭啓発を実施した。 ・DV被害に対する相談機関に関するリーフレットを案内カウンターに配置し提供した。 ○セクシュアル・ハラスメントや性暴力を防止するため啓発活動を実施した。 ・チラシ等を案内カウンターに配置し提供した。 ○「広報田辺」及びHPやSNSで性暴力防止の情報を発信した。	「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあたり、全戸配布の「広報田辺」において記事掲載をすることにより、人権侵害であるDV防止啓発についての認識を広めることができた。	令和7年度も継続実施。
女性電話相談（再掲P.22）	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。（月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時～正午まで）	男女共同参画推進室	4. 相談・支援事業の推進を参照		
住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び住民票の交付請求並びに戸籍の附票の交付請求に関して、被害者の住所を探索することを防止し保護する。	市民課	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び、住民票・戸籍附票の交付請求に関して、被害者の住所を探索することを防止し、保護する。	被害者の住民情報が誤って流出されることがないように、住民情報の取扱いについては注意深く対応している。	今後も継続する。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進	女性が活躍していることを広報し、女性職員の割合を増やす。	消防総務課	・女子学生等を対象とした職業説明会に参加した。(8回) ・女子学生等を対象としたオンラインによる庁舎見学会を実施した。(2回) ・女性消防吏員の活躍を積極的に情報発信するため、ポスター・リーフレットを活用し高等学校等に対する広報を実施した。	広報の成果が現れてきていると考えているが、女性も活躍できる職場であるということがより浸透するよう、更に取組を推進する必要があると考えている。	消防は、男性の職場というイメージもある中、今後も女性が活躍していることを積極的に、広報・啓発をしていく。
女性消防団員の火災予防啓発活動、救急講習活動等の充実	女性の能力を生かした火災予防啓発活動や救急講習活動等を実施する。	消防総務課	防火指導、予防広報活動等:17回 救命講習:27回 ※音楽隊の活動回数は除く。	消防団活動は、災害に直接対処するだけでなく、高齢者や地域社会に対する予防活動も非常に重要であり、女性消防団員の活躍が大いに期待される。 また、子育てを経験した女性消防団員が行う、子どもの予防救急を含めた講習については、より効果的なものになっていると評価している。	令和7年度も継続

7. 子どもの人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動(人権教育総合推進事業)	校区全体を視野に入れ、子どもの基礎学力向上、基本的生活習慣の確立、進路の保障や地域で子育てを支援するための取り組みを推進する。	田辺市児童館	(末広)計算教室、中学生クラブ、英語で遊ぼう、なんぶフェスティバル、外国の文化にふれよう:中止、野外福祉学習:中止、新赴任者研修会、親子遠足、子どもみらい子育てのつどい、子どもの生活と学力を考える会、人権教育講演会、学校訪問の実施、館内会議(保育所、小学校、中学校、児童館で支援の必要な児童生徒への対応を共有)。 (天神)関係者会議(保育所、認定こども園、小学校、中学校、児童館で要支援の必要な児童生徒への対応を協議)、子育て教室、西部サマーキャンプ等の実施。	・地区の子どものみならず、現在の子どもが抱える課題(学力課題・生活課題等)について、校区全体を含め取り組みを行った。子ども自身だけでなく、親自身の生活との関わりも大きく影響されることから、家庭の課題についても引き続き働きかけていく必要がある。	・子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している現状を捉え、関係機関等との連携をより密にし取り組みを進める。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動 (子どもを育成する活動)	異年齢の子どもによる集団遊びや各種活動等を通して、子どもの協調性や社会性を育成するとともに子どもたちが命を大切にすることを学び、人を思いやる心が育まれるよう努める。	田辺市児童館	【野外活動】(末広)夏野菜づくり:中止、わくわくお泊り体験会、中学生クラブキャンプ、野外福祉学習:中止、体験学習会、防災学習(避難訓練)。(天神)防災学習(避難訓練)、西部サマーキャンプ。(芳養)自然科学(施設見学) 【スポーツ活動】(末広)バスケットボール(地域スポーツクラブとの共催)、田二小校内バスピン大会及びふれあいバスピン大会(東部・南部公民館)への協力。(芳養)ダンス教室、子どもクラブマラソン大会。 【文化活動】(末広)七夕飾り付け、おやつ作り、工作教室、英語で遊ぼう、なんぶフェスティバル(作品展示)、外国の文化にふれよう:中止、体験学習会(世界遺産学習)。(天神)工作教室、英語で遊ぼう、あそび広場、児童館まつり。(芳養)児童館まつり、茶道教室、おり紙教室、チャレンジ教室、課外学習。 【学習活動】(末広)計算教室、国語教室、中学生クラブ。(天神)学びの部屋、土曜クラブ(保育所・認定こども園訪問)。 【広報活動】(3館)児童館だよりの発刊、田辺市ホームページ掲載、各種案内チラシ。	・児童館だよりの発刊や、ホームページ等で校区全体並びに田辺市内に情報を発信することにより、多くの子どもが児童館活動に参加し、子どもが安心して遊べる「居場所」として認知されている。 少子化や学校の完全土曜休業に伴い放課後の時間が短くなったことや、日常生活での行動の多様化により、利用者が減少傾向にあり、特に中学生の利用については、クラブ活動や塾通い等の理由から、小学生に比べてその傾向が顕著に表れている。 児童館の主な事業対象は、以前は館の所在する小学校区、中学校区に限られていたが、現在では他校との交流事業の実施や、他地域からの教室、事業への参加についても積極的に取り組んでおり、更なる充実のため、地区公民館や各種団体との連携した取り組みが必要である。	・子どものニーズに加え保護者のニーズをも把握し、3館でそれぞれ実施した事業を検証し、各地域(館)に合った魅力ある事業を展開していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動 (子育て家庭を支援する活動)	子育ての中で悩みや孤立感を感じる保護者に対して、教育相談を行う。また、子育て講座を実施し、家庭教育の充実を図るとともに関係機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行う。また、乳幼児と保護者を対象にした「おやこのへや」を児童館内に開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場を提供する。	田辺市児童館	(3館)乳幼児と保護者を対象に「おやこのへや」を開設。 (末広)教育相談日を月2回実施。 (天神)おはなし会(読み聞かせ)、親子工作教室、親子リトミック、もく育教室、子育て教室「むすんでひらいて」、2園年長児合同コンサート「まるごとにんじゃ」。 (芳養)教育に関する相談を随時実施。	・教育相談については、家庭訪問や担任及び保護者との話し合いなど、3館それぞれの手法で実施し成果を挙げることができた。就学前の乳幼児と保護者を対象にした「おやこのへや」は、数少ない屋内の居場所として、また子育て中の保護者同士の交流の場として、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。この状況を維持していき、更なる利用促進に向け、3館連携して取り組んでいく必要がある。	・教育相談や子育て講座については、学校、担任とも連携し実施していく。「おやこのへや」等については、3館全て利用してみたいと思っていたいただけるような、それぞれの館が魅力のある居場所づくりを目指し取り組んでいく。
児童館活動 (地域活動を推進する活動)	地域ぐるみで子どもを守り育てる活動・ネットワークづくりを、学校や隣保館、地域の各種団体と連携して推進し、児童館が中心的な役割を果たしていく。また、子どもクラブ等の活動の支援とリーダーの育成に取り組む。	田辺市児童館	(末広)新赴任者研修会、親子遠足、なんぶフェスティバル、子どもみらい子育てのつどい、子どもの生活と学力を考える会、夏の子どもを守る運動懇話会、夏の巡回補導、六者会議(保育所、小学校、中学校、隣保館、公民館、児童館)。 (天神)関係者会議(保育所、認定こども園、小学校、中学校、児童館)、教育講演会「子どもの感情を理解しよう～気持ちをマネジメントする方法～」、児童館まつり・西部人権の集い。 (芳養)児童館まつりの開催、子どもクラブマラソン大会。	・地域にある隣保館、公民館、学校等の施設と連携し、町内会や関係団体等と協働して「天神児童館まつり」、「なんぶフェスティバル」、「芳養児童センターまつり」、「夏の子どもを守る運動」等を実施することができた。地域の拠点として児童館が関係機関と連携しながら、地域における子どもの健全育成に取り組むことができた。館事業の充実を図るとともに、地域活動には不可欠なリーダーの育成に努めることが重要である。	児童館活動により地域住民、世代間交流が活発になるよう、子どもクラブ等の地域活動を支援し、併せてリーダーの育成に取り組む。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
たなべ人権フェスティバル	子どもたちに人権の根幹となる豊かな感性を育成するため、発達段階に応じた子ども向けのミュージカル(就学前・小学生低学年が主な対象)を開催する。	人権推進課	発達段階に応じた子供向けのミュージカル「ピノキオ」(就学前・小学校低学年が主な対象)を実講演で開催し、作品を通じて『正直に話すことの大切さ』等を感じとり、また、親子で楽しみながら人権の視点について考える機会を提供した。 日時:令和7年3月9日(日) 13:30開演 場所:紀南文化会館 大ホール 演目:第1部「歌のおねえさんとみんなの輪」 第2部「ミュージカル ピノキオ」 出演:劇団カッパ座 来場者数:886名	客席参加型で、幼児も最後まで楽しむことができたという感想があった。令和7年度についても実公演での開催を予定している。	子どもと保護者が楽しみながら人権を考える機会を提供するとともに、演劇作品を通じて『相手を想う心、みんなが幸せに生きていくことの大切さ』を育むことができるように、今後も継続して事業を実施する。
体験活動の実施	児童生徒の「豊かな心」の育成と人権意識の向上を図る為に、教育活動の中に体験的活動を積極的に取り入れる。	学校教育課	市内全中学校2年生を対象に、職場体験学習又は、職業講話などのキャリア教育を実施。市内殆どの小学校(5年生)において宿泊体験を実施したが、内容を工夫して取り組んだ。森林環境教育とし、16校(内8校は1泊2日)が森林について体験学習を行った。また農業体験学習を市内小中学校39校で、各学校の特色を活かして取り組んでいる。また各学校の実情に応じて、福祉体験活動及び自然体験活動などを取り入れた。	様々な体験活動を取り入れることにより、児童生徒に豊かな心を育成することができた。また、体験活動を実施する際には安全対策を充分にとることが大切である。	令和7年度も継続実施。
体罰やいじめの根絶	児童生徒一人一人に対してよりきめ細やかな指導ができるよう各学校に指導する。	学校教育課	・校長会、教頭会、また学校訪問等を通じて、体罰の厳禁、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応、継続的な支援と指導についての指導を行った。 ・各学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめ防止の取組を進めた。	体罰やいじめ根絶の指導を重ねることで、学校全体の協働体制の重要性の意識が高まった。今後も継続した啓発、いじめの早期発見、早期対応ができるように指導していく。	令和7年度も継続実施。
日本語指導助手による児童生徒への学習支援	外国出身または家庭で親の母語を使って育つことにより、日本語習得が十分にされないまま小学校に入学する児童に対して、日本語指導助手による支援を図り学習の保障を行う。また、学校生活への不安や戸惑いの軽減につながるよう担任との連携を図る。	学校教育課	日本語指導助手による支援については、小・中学校で実施し連携を図りながら、系統的な学習支援を行った。	就学前において児童の育ってきた環境等により日本語の習得に差があり、また中学校に進学した生徒に関しては、卒業後の希望の進路を実現するため、学習の保障を個々に充実させる。	対象児童の進級・進学に併せて、日本語指導助手による支援について、令和7年度も小中学校での実施を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童問題対策地域協議会の設置運営	児童問題対策地域協議会において、児童虐待に関する情報交換、関係機関の連携・協力体制の推進、児童虐待防止啓発等を行う。	子育て推進課	代表者・実務者・個別ケース検討の各会議を開催し、要保護児童と家庭の支援について協議・検討した。 また、同会主催で児童虐待防止推進月間に合わせ、11月1日に市内5か所で街頭啓発を実施した。	児童虐待防止のため、協議会のさらなる活用と、児童虐待防止啓発を進めていく必要がある。	庁内関係部署及び関係機関等と連携をとりながら、令和7年度も引き続き児童虐待防止及びその啓発に努める。
第2期「田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた施策の推進	少子高齢化の進行等により子育て環境が大きく変化していることから、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築する必要があり、田辺市では計画を策定。令和2年度からは第2期計画に基づき、個々の事業の推進状況の点検・評価を行うことによって効果的な事業実施を進める。	子育て推進課	令和2年度から5年間を期間とする第2期田辺市子ども・子育て支援事業計画に基づき各課が実施した事業について、担当課が評価・検証を行った。各事業の進捗状況については「田辺市子ども・子育て会議」にて報告し、審議した。 また、令和7年度からの第3期「田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。	毎年度計画事業の見直しとともに、評価・検証を行っている。	令和7年度からは令和11年度までを計画期間とする第3期田辺市子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き事業の拡充を図る。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
子育てしやすい環境づくり	安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、思春期、妊娠期から子育て期に健診・相談・健康教育等の事業を実施する。	健康増進課	・田辺市一般不妊治療費助成事業 40件 ・田辺市生殖補助医療先進医療費助成事業 2件 ・小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存後生殖補助医療費助成事業 0件 ・田辺市妊婦健康診査費助成事業 89件 ・田辺市妊産婦交通費等助成事業 7件 ・田辺市多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 0件 ・プレママスクール、パパママ教室参加者 200人 ・妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問・産婦訪問含む）、乳幼児訪問、未熟児訪問 延べ訪問件数 707件 ・1か月児健診費用助成 278人 ・乳幼児健診・相談 2,029人 ・子育て講演会 実施回数 1回 参加人数 29人 ・予防接種事業 延べ接種人数 9170人 ・5歳児アンケート回収人数440人 ・5歳児発達相談実施回数 7回 参加人数 53人 ・ひまわり相談実施回数 257回 延参加人数 368人 ・出産・子育て応援交付金事業 面談実施件数 妊娠届出時 352件（内転入23件）、妊娠8か月時（妊娠8か月アンケートからの希望者） 29件、出産後（赤ちゃん訪問実施時） 322件 出産応援交付金の給付を受けた人（令和6年4月～令和7年3月末まで） 354件 子育て応援交付金の給付を受けた人（令和6年4月～令和7年3月末まで） 322件	・子どもの出産を望む夫婦に対し、費用を助成することで、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ることができた。 ・小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存後生殖補助医療費助成事業については、現状では該当する対象者がおらず実施に至っていない。 ・妊婦健診に係る経済的負担の軽減を図ることで、妊婦の健康管理を充実することができた。 ・健康診査や出産にかかる交通費等を助成することで、妊産婦の経済的負担の軽減を図ることができた。 ・こんにちは赤ちゃん事業は全戸訪問を目指し、訪問率は9割を超えているが、依然として訪問できない家庭がある。健診・相談事業では、子どもの健やかな発達を促し、病気や障害の予防と早期発見、早期療育のため、受診率、接種率向上に努め、高い受診率を得られた。 ・パパママ教室・プレママスクールは、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が減少していたが令和5年度、6年度は徐々に増加傾向である。乳幼児健診については、対象者が減少したことにより、参加者数も減少している。 ・発達等に課題のある児童や保護者を対象に、各種健診・相談・アンケート等を有効に活用しながら、必要な方に来所を促し、相談・フォローが受けられる体制を提供しながら、適切な就学に繋げることができた。 ・妊娠届出の際に、就労や里帰り、パートナー、支援者などについて以前より詳細に聞き取ることで、具体的な支援に結び付きやすくなった。妊娠8か月時に面談を実施することで地区担当保健師と顔つなぎをすることができ、産後の赤ちゃん訪問や母親からの相談がスムーズに実施しやすくなった。	・一般不妊治療費助成や妊産婦交通費等助成事業、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業についての周知に努める。こんにちは赤ちゃん事業の訪問率向上に努める。 ・虐待予防の観点から、訪問等で健診未受診者の状況把握に努める。 ・発達等に課題のある児童や保護者が、必要時、相談に来所できる体制を充実させていく必要がある。 ・パパママ教室やプレママスクールについては、特にプレママスクールについては、特にプレママスクールで参加者が少ない状況であり、今後教室内容等を検討する。また、ハイリスク妊婦・親子に対しての支援方法について検討していく必要がある。 ・出産子育て応援事業を実施する事で妊娠から出産・産後、育児期における面談のほか、継続的な相談の実施や子育てに関する情報発信を通じて、出産・育児に必要な支援につなげていく必要がある。

8. 高齢者の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
隣保館デイサービス事業	障害者及び高齢者等の自立を助長し、生きがいを高めるために、創作・軽作業、日常生活訓練等を行う。	南部・西部・芳養センター	隣保館デイサービスセンターに設置している電位治療器スクイウェアルや健康器具を利用した機能回復訓練、高齢者の歩行訓練を実施した。 南部センター：南部デイクラブ（月1回介護予防のための講座）事業を実施した。 西部センター：高齢者の健康増進を図るための介護予防教室などを実施した。	隣保館デイサービスセンターの利用について、広報啓発等により多くの方に周知することができた。	より多くの方に利用してもらえるように、広く啓発し、生きがいづくり、交流の場を提供する。介護予防としては、健康づくり講座などを実施する。
住民バス運行事業の再編整備	過疎地（公共交通不便地域）における、交通弱者等の日常生活の利便向上を図ることを目的に、地域住民の交通手段の確保に努める。	企画広報課	幹線道路は民間路線バス、各行政局管内の交通空白地については、住民バス（市町村運営有償運送）により支線を運行し、幹線を運行する路線バスへ接続することにより、交通弱者等の日常生活に必要な交通手段を確保している。 住民バスについては、地域住民の要望に応じて運行内容を拡充し、また、平成26年4月以降の民間路線バス事業の再編により、廃止となった路線について、その必要性について関係者と協議し、運行内容を検討した上で、住民バスによる代替運行を実施している。 令和5年度は、住民バスの運行方法の見直しに取り組み、令和6年度から、中辺路地域と大塔地域において、路線にとらわれず予約に応じてエリア内を走行する形態を導入し、自宅近くで乗り降りできるようにすることで、利便性の向上を図った。	市民から交通手段の確保に関する要望が多く寄せられる中、交通事業者の協力のもと、区域運行の導入など利便性の向上に努めているが、利用者数の減少、乗務員不足等により、今後も民間事業者の厳しい経営状況が続けば、事業の縮小等により、更なる交通不便地域の拡大が懸念される。	令和7年度は、区域運行が導入されていない龍神地域及び本宮地域において、地域の実情に応じた運行形態の導入について引き続き検討していく。
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進	「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを令和元年7月に改定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	田辺市都市計画マスタープランに基づく、道路・公園等の具体的な都市計画事業の推進。	このマスタープランにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン・市民参画等に配慮した都市計画を進めていく方針付けを行っている。	今後も引き続き、この田辺市都市計画マスタープランに基づき、道路等の具体的な都市計画事業を推進して行く。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
建築物の設計、改修等	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	建築課	小中学校施設（長野小・高雄中・田辺第三小・芳養小・田辺東部小・稲成小・秋津川小・新庄中・中芳養中・龍神中）のバリアフリー化工事にて、校舎および体育館の出入口の段差解消のためのスロープ・手すり整備を行った。 上記以外の公共施設整備においても、段差のある出入口の段差解消の計画・設計に取り組んでいる。	県の福祉のまちづくり条例の設計指針に基づいて設計を行い整備するだけでなく、施設利用者や利用内容等を考慮したより望ましい施設整備に取り組んでいる。既設改修においては、構造躯体や施設使用状況等制限があるが、その中で可能な限りの整備に取り組んでいる。	今後も県の福祉のまちづくり条例基準のクリアを到達目標とは考えず、その施設の利用内容等を考慮し、必要以上に過度にならない範囲で、より利用しやすい施設整備に努める。
田辺市高齢者障害者虐待防止ネットワーク委員会の開催	地域包括支援センターの業務である権利擁護事業の中で、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関と連携し、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会を開催する。	やすらぎ対策課	8月22日に委員会を開催。障害者の事例について、意見交換、今後の体制整備について検討を行う。高齢ケース2件、障害ケース1件、個別ケース検討会を開催した。	対応の施策に関して庁内の関係各課の他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関との連携ができてきている。養護者支援としての保健所への協力依頼も行いつつ、虐待ケースの対応後の定期的なモニタリングも行い、必要に応じ終結をするようにしている。	令和7年度も必要に応じて開催の予定。個別の事例についても、定期的にモニタリングを行っていく。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家庭・地域等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、各老人クラブ連合会と委託契約を結んで老人クラブの活動を基本に実施する。	やすらぎ対策課	旧田辺市については連合会及び地区毎に、旧町村については連合会毎に下記の事業を実施した。 ・グラウンドゴルフ大会 5回、計135名参加 ・手芸教室 1回 79名参加 ・演芸大会 4回 計467名参加 ・フラワーアレンジメント 1回、72名参加 ・唄会 1回 100名参加 ・ハイキング 1回 104名参加	高齢者の生きがいと健康づくりには欠かせない事業である。事業については、趣向を凝らした取組が行われ継続実施している事業が多い。	令和7年度も継続

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
紙おむつ等購入費支給事業	要介護1～3に認定され、かつ常時失禁がある等、紙おむつ使用の必要性が認められる市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に紙おむつ等購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ 370件、5,936,475円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	令和7年度も継続
家族介護用品購入費支給事業	要介護4または5に認定されている市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に介護用品購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ 300件、9,459,791円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	令和7年度も継続
家族介護慰労金支給事業	要介護4または5に認定され、市民税非課税世帯に属する在宅の要介護者が、過去1年間介護サービスを受けなかった場合に、現に介護している家族に慰労金10万円を支給する。	やすらぎ対策課	100,000円×1名=100,000円支給。	当該家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上が図れたと思われる。	令和7年度も継続
安心安全コールサービス事業	市内のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、看護師及び保健師が常駐するコールセンターが24時間体制で健康相談を受け付ける。	やすらぎ対策課	市内のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図った。 緊急通報装置は、利用者が緊急ボタンを押すことによりコールセンターに通報され、必要に応じ消防署へ連絡される。	ひとり暮らしの高齢者等が、安心して生活が送れる。	令和7年度も継続
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	やすらぎ対策課	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。令和6年度末時点徘徊高齢者登録者数51名、見守りサポーター145名 徘徊高齢者が探索器を所持することにより、現在位置が確認できる。令和6年度実績0件	介護する家族の身体的・精神的負担が軽減されている。	令和7年度も継続

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市シルバー人材センター運営費補助金の交付	高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、あるいはボランティア活動をはじめ、様々な社会活動の参加につなげるために補助金を交付する。	やすらぎ対策課	シルバー人材センターでは、定年退職後、常用雇用は望まないが、自己の労働能力を活用することにより収入を得るとともに、自らの生きがいの充実、社会参加を希望する高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供している。また、高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、或いはボランティア活動を始め、様々な社会活動の参加につなげていただいている。本部を始め、各行政局管内の支部に対する運営費補助を行った。	シルバー人材センターでは、合併後は、各管区内に支部を設け、地域住民の方々に対し、安心して支援を依頼していただけるよう努めていただいている。	令和7年度も継続
田辺市徘徊高齢者見守りサポート事業	増加が予想される認知症徘徊高齢者の事故を出来る限り防止するため、徘徊高齢者の家族等から当該高齢者の写真や特徴を登録してもらい、行方不明時の検索が円滑に出来るよう、見守りサポーターとして登録いただいた住民の方に写真等データを送信する。	やすらぎ対策課	徘徊高齢者の生活の安全を確保するとともに、家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図る。	・田辺警察、消防本部との協議 ・見守りサポーターの養成 ・個人情報の管理	令和7年度も継続
高齢者の総合相談業務	高齢者が長年住み慣れた地域でいきいきとした生活が継続できるように、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員がそれぞれ医療、福祉、介護の専門職としての知識・技術を生かしながら高齢者やその家族に関する相談に対して総合的に応じている。5ヶ所の日常生活圏域ごとに設置している「地域型地域包括支援センター」を中心に、「在宅介護支援センター」をブランチ（窓口）として、総合的な支援を実施する。	やすらぎ対策課	相談に対し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて権利擁護事業・介護予防ケアマネジメント・包括的継続的マネジメント事業に繋げること で、高齢者の安心できる生活を支えている。 令和6年度の相談件数：1,503件	高齢者世帯・認知症高齢者の増加に伴い、介護相談とともに認知症高齢者や権利擁護に関する相談件数が増加。成年後見制度の利用促進など高齢者の意思を尊重しつつ、より良い終末期を迎えるための支援の必要性が高まっている。さらに専門職種の確保が課題。	地域型地域包括支援センターと連携を行いながら継続して実施する。また相談支援の経験を重ねることでそれぞれの職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携を図っていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市長寿プラン2024に基づいた施策の推進	高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現のため、次の取り組みを推進する。 1. 「地域の特性」を生かした高齢者を支えあう仕組みづくり 2. 介護者への支援 3. いきがいある暮らしへの支援 4. 就業等の支援 5. 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸 6. 認知症高齢者への支援体制の充実 7. 地域包括支援センターの機能の充実 8. 介護保険サービスの提供と基盤整備 9. 介護保険サービスの質の向上及び適正化の推進 10. 自立生活への支援（介護保険外サービス） 11. 在宅医療・介護連携推進事業の推進 12. 高齢者の権利擁護の推進 13. 安全で暮らしやすく、災害に強いまちづくりと住まいへの支援	やすらぎ対策課	田辺市長寿プラン2024に基づき、上記事業をはじめ高齢者福祉施策の総合的な推進に取り組んだ。	今後も続く高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加に加え、単身や高齢者のみの世帯の増加への対応が課題となっている。	令和8年度に「田辺市長寿プラン2027」（田辺市高齢者福祉計画・田辺市第9期介護保険事業計画）を策定し、高齢者福祉施策の推進と安定した介護保険制度の維持を図る。
一人暮らしの高齢者等の緊急通報システムの運用	市内の一人暮らしの高齢者及び身体障害者から、火災や救急等の緊急時における通報を受信するとともに、迅速かつ適切な対応を図る。	警防課	令和6年中の状況 契約者 177名 田辺市安心安全コールサービス事業 1 火災出動 0件 2 救急出動 23件（搬送17件・不搬送6件）	運用上で特に問題や課題はない。	今後も継続実施。 ※事業の主管課は やすらぎ対策課。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
成年後見制度利用促進にむけた取り組み(田辺市成年後見制度利用支援・あんしん生活支援事業)	単身や認知症等による判断能力の低下に伴い支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を続けることをめざし、本人の自己選択を尊重し、状況に応じたさまざまな資源を活用するために、成年後見制度の周知や啓発、相談支援など成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)に位置づけられている中核機関の設置・協議体の設置による高齢者の権利を護る体制を整備する。また、家族や親族からの支援が期待できない高齢者の入院(入所)時の保証機能や生活支援や、将来直面しうる死後の準備などリスクの予防に努める事業を実施する。	やすらぎ対策課	令和6年度 権利擁護センターたなべにおける相談実績 108件 申立て支援 2件 あんしんネットワーク連絡協議会 2回開催	支援が必要な高齢者が多いが、成年後見制度の周知が進んでいないために、本人の判断能力に応じた十分な支援が行えておらず、組織的な体制整備が十分でない。 家族や親族からの支援が期待できない高齢者の入院や入所の際に、金銭管理や身の回りの支援、身元保証や医療同意が問題になることが多く制度的な整備が不十分。福祉部門だけで解決できる課題ではなく、医療機関や施設、医療・介護・法律などの関係団体との協議や調整などが行えるネットワークを構築していく必要がある。	成年後見制度利用促進計画(市町村計画)に権利擁護センターたなべを中核機関として、関係機関との協議を深めるとともに、相談機関としての役割を果たしていけるように体制強化を図る。

9. 障害のある人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
道路開設・改良工事における歩行者の安全な通行の推進	市道改良工事にあたり、側溝・歩道等の段差解消・滑り止め施工等、歩行者の安全を図る。	土木課	歩行者がより安全・安心して通行することが出来るように、維持修繕として鋼製蓋等による滑り止めの設置、がたつきの解消、破損蓋の交換等、また、老朽が進んだ側溝等には改良工事などにより蓋付側溝の設置等の対応を行った。また、平成29年度に人権擁護連盟、障害福祉室と共に市街地(紀伊田辺駅を中心として)のバリアフリー化実地調査を行い、改善に努めた。	施工できた箇所については、一定の効果があったと考えている。認定市道が約1350kmあり、それに付随する側溝以外の排水路も多々あり限られた予算では、一気に解消できない状況である。	昨年に引き続き、歩行者がより安全に通行できるよう修繕箇所については迅速に対応、また、改良工事箇所については要望箇所を担当職員が現場を確認し、計画的に予算化して取り組んで行く。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進（再掲P.36）	「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを令和元年7月に改定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	8. 高齢者の人権を参照。		
建築物の設計、改修等	建築物の計画、改修時に「田辺市障害者計画」並びに「田辺市障害福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	建築課	小中学校施設（高雄中・田辺第三小・芳養小・田辺東部小・稲成小・秋津川小・新庄中・中芳養中・龍神中）のバリアフリー化工事にて、校舎および体育館の出入口の段差解消のためのスロープ・手すり整備、および車いす使用者もトイレを利用することができるよう多目的トイレ整備を行った。	県の福祉のまちづくり条例の設計指針に基づいて設計を行い整備するだけでなく、施設利用者や利用内容等を考慮したより望ましい施設整備に取り組んでいる。既設改修においては、構造躯体や施設使用状況等制限があるが、その中で可能な限りの整備に取り組んでいる。	今後も県の福祉のまちづくり条例基準のクリアを到達目標とは考えず、その施設の利用内容等を考慮し、必要以上に過度にならない範囲で、より利用しやすい施設整備に努める。
社会体育施設のバリアフリー化に向けた整備	市内の社会体育施設において、障害者が車椅子での利用が出来るように、スロープ等、可能な限り施設の整備充実を図る。	スポーツ振興課	社会体育施設について、施設のバリアフリー化についての検討、整備を行っている。	施設整備にあたっては、障害者が車椅子での利用が出来るなど、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に留意し、障害のある方が利用しやすい施設整備に努めた。	整備を行った施設において、実際の利用者の声を聞きながら、他の施設も含めて改良、整備等を進める。
ペットボトルリサイクル業務及び容器包装プラスチックリサイクル業務の委託	プラスチック類をリサイクルすることにより、循環型社会の推進を目的に『田辺市障害者計画及び障害福祉計画』に基づき、市業務の障害者団体への委託に努める。	廃棄物処理課	ペットボトルリサイクル業務と容器包装プラスチックリサイクル業務の委託を行った。	一般就労への移行の促進に寄与できていると考える。 令和6年度中は一般就労に移行した者はいなかった。	次年度も継続委託を実施する。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
聴覚・言語機能に障害があるなど音声による通話が困難な方を対象とした緊急通報システムの運用	ファクシミリや電子メール・スマートフォン等を利用し、聴覚や言語機能に障害があるなど音声による通話に困難な方からの緊急通報を受信するとともに、災害情報等を提供する。	警防課	令和6年中の状況 ●聴覚障害者ファクシミリ 登録者9名 ・緊急通報の受信:0件 ●メール119 登録者10名 ・緊急通報の受信:0件 ●NET119 登録者15名 ・緊急通報の受信:0件	運用上で特に問題や課題はない。	今後も継続実施。
障害者週間にあわせた街頭啓発活動	障害者週間中(12月3日から9日)に、自動車を使った街頭宣伝活動を行うとともに、障害者施設が作った啓発グッズと等を設置し、障害者に対する理解を深めてもらう活動を行う。	やすらぎ対策課障害福祉室	令和6年12月4日に、スピーカー内蔵車による市内巡回とスピーカー(田辺市3箇所)での街頭啓発を実施した。	障害者団体との連携を大切に実施している。 障害者団体の会員減少、高齢化により街頭啓発が困難になってきている。	障害者週間中に街頭啓発活動等を実施予定。
福祉的就労の場である就労継続支援、就労移行支援を利用する障害者に対する支援事業	本支援事業を利用する障害者に対して、就労意欲の向上、個人負担の軽減のため、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施する。	やすらぎ対策課障害福祉室	令和6年度においても、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施した。	障害者の就労意欲の向上、負担の軽減につながっている。	補助を継続する。
「田辺市障害者計画」及び「障害福祉計画」に基づいた施策の推進	障害者計画では田辺市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定め、障害福祉計画では田辺市における障害福祉サービスの確保していく目標値を年度ごとに示している。	やすらぎ対策課障害福祉室	第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画に策定されている事案に取り組むとともに、令和6年度の進捗状況をまとめた。	各障害福祉サービスの見込量の達成ができるように、市と障害福祉サービス提供事業者等関係者との連携が課題。	第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の進捗管理を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「田辺市バリアフリー基本構想」の推進	基本構想におけるJR紀伊田辺駅、市役所本庁、市民総合センター及び紀南文化会館とそれらの施設を結ぶ主な道路のバリアフリー化を推進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	田辺市バリアフリー基本構想において取り組むとしていた事業等について、未実施となっている部分については、継続した取組が必要となる。	バリアフリー基本構想に、長期間（平成28年度以降）として示された主な計画が予定通り進んでいる。	未実施となっている部分については、取組が継続となる。
西牟婁圏域自立支援協議会の開催	本協議会は、福祉、教育、雇用の関係者（行政、事業者）で構成し、地域のさまざまな障害福祉の課題について協議し、それぞれのサービス提供事業者が連携のもと、効果的で中立・公正なサービス提供ができるよう連携に努める。	やすらぎ対策課障害福祉室	年間1回の全体会議を開催（開催日：令和6年12月19日）し、自立支援協議会の定着化をはかった。 令和2年4月、障害者の地域生活推進のため、西牟婁圏域において、地域生活支援拠点整備（緊急受入・体験の場提供・専門的人材の養成・地域体制づくり）の中核機関として基幹相談支援センターにしむろを設置。	自立支援協議会内の専門部会である「こども部会」「就労支援部会」「身体・知的部会」、「相談支援部会」「精神保健福祉部会」、「医療的ケア児等支援協議部会」と専門部会が全部で6部会となった。それ以外で年1回の全体会、年3回の定例会、その他基幹相談支援センターにしむろが実施する各種研修会議の数が多く、事務が非常に煩雑となっている。	障害者の地域生活推進のため、西牟婁圏域における相談支援体制の強化を図ることを目的として、地域生活支援拠点整備において、委託相談の圏域化を令和3年4月から実施しており、令和6年度からは関連する事業の名称及び業務内容も変更となり、より積極的に地域生活における障害者の支援体制が必要となる。
理解促進研修・啓発事業	研修会や啓発事業を通じて、市民が障害及び障害者等に関する理解を深め、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図る。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成28年度からの事業実施。 NPO法人和歌山県自閉症協会への事業委託 平成28年度 講演会2回 参加者計約400名 平成29年度 講演会2回 参加者計約520名 平成30年度 支援者養成研修 参加者計約250名 令和元年度 支援者養成研修 参加者計約110名 令和2～3年度 中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため） 令和4年度 講演会2回 参加者95名 令和5年度 講演会2回 参加者39名 令和6年度 講演会2回 参加者73名 令和5年度から出前手話講座を実施 講師派遣を田辺市聴覚障害者協会へ委託 令和5年度 講座7回 参加者175名 令和6年度 講座5回 参加者120名 令和7年2月に実施されたイベントにて来場者に「障害者差別解消法」に関する啓発を行うため、パンフレットと田辺市内の作業所で作成している物品を配布した。（500部）	講演会等の啓発事業を実施することで、発達障害についての理解を深め、発達障害の方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目指すものであるが、事業の性格上、短期的な効果測定や理解度の検証を行うことは困難。	継続実施

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者虐待防止センターの設置	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月1日に施行された。障害者に対する虐待は障害者の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、法律では、国・地方公共団体及び国民の責務として、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護及び自立のための措置、養護者に対する支援等を定め、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としている。 障害者虐待を「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」に分け、それぞれにおける虐待の防止措置を定めるとともに、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待について、その防止等のための措置を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けている。 また、市町村に対して、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設が、障害者虐待の対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすよう整備することを求めている。	やすらぎ対策課障害福祉室	田辺市では、障害福祉室を「市町村障害者虐待防止センター」として位置付けした。 実際に障害者虐待の通報や届出があった場合は、市職員が当事者及び支援者や家族等に聞き取りを実施し、関係者間で情報を共有するとともに、今後の対応を協議する。その際に必要に応じて田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会等とも個別ケース検討会を実施するなどの対応を取るとともに、重大案件については和歌山県に対して報告を行う。 また、障害福祉室と「基幹相談支援センター にしむろ」及び「西牟婁圏域障害児・者相談センター にじのわ」とは常に連携を図りながら、調査や情報収集、保護等の対応をしている。 令和6年度通報件数 6件 令和6年度認定件数 4件 令和7年2月に実施されたイベントにて来場者に「障害者虐待防止法」に関する啓発を行うため、パンフレットと田辺市内の作業所で作成している物品を配布した。(500部)	障害者の虐待問題については、「基幹相談支援センター にしむろ」及び「にじのわ」等とともに、今後も虐待防止に取り組む。	継続実施

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者文化活動	各種レクリエーション教室を開催することにより、障害者等の交流、余暇活動の充実等を図り、社会参加を促進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成18年度からの事業実施。 令和5年度はフラワーアレンジメント、陶芸等の教室を開催することができた。田辺市社会福祉協議会への事業委託。 平成28年度 教室開催数24回 参加者計156名 平成29年度 教室開催数23回 参加者計193名 平成30年度 教室開催数24回 参加者計181名 令和元年度 教室開催数31回 参加者計269名 令和2年度 教室開催数15回 参加者計 76名 令和3年度 教室開催数12回 参加者計 68名 令和4年度 教室開催数24回 参加者計103名 令和5年度 教室開催数24回 参加者計100名 令和6年度 教室開催数18回 参加者計98名	事業委託先が限られることから、教室開催内容に変化が乏しい。	令和7年度は教室開催数24回予定。

10. 外国人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺観光戦略推進事業	外国人観光客（主に英語圏）が来訪した際に、宿泊事業者が英語が話せなくても必要な情報を伝達することが可能なコミュニケーションツールを作成する。	観光振興課	宿泊事業者を中心にコミュニケーションツールの作成サポートを行った。 また、外国人観光客向けに田辺市の観光情報等を多言語WEBサイト（7か国語）で発信し、誘客を促進するだけでなく、実際に当地を訪れた方が容易にアクセス情報や観光施設の営業時間などの情報を入手できるようにしている。	外国人来訪者に対して言語、文化等の相違による相互理解のため、語学が苦手な方でも外国人に対して接客出来る「コミュニケーションツール」の作成を実施してきており、外国人の方が不便な思いをすることを減らせていると考える。また、観光情報等を多言語WEBサイトで発信することで情報収集が容易になっている。	継続して実施していきたい。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
外国人観光客おもてなし 力向上事業	外国人観光客に対する受け入れ態勢を構築するため、市内の宿泊事業者、交通事業者、飲食業者、小売事業者を対象とした外国人アドバイザーによるメニューの英語併記やコミュニケーションツールの作成等のコンサルティング業務を行う。 ※対象事業者については募集を行う。	観光振興課	田辺市熊野ツーリズムビューローが観光庁の「先駆的DMO」としての事業メニューのひとつとして当該事業を実施し、田辺市も連携・協力し、取り組んだ。	コロナ禍後、増加する外国人観光客に対する受け入れ態勢の強化につなげることができた。	引き続き田辺市熊野ツーリズムビューローと連携して取り組んでいきたい。
日本語指導 助手による児童生徒への 学習支援(再 掲P.33)	外国出身または家庭で親の母語を使って育つことにより、日本語習得が十分にされないまま小学校に入学する児童に対して、日本語指導助手による支援を図り学習の保障を行う。また、学校生活への不安や戸惑いの軽減につながるよう担任との連携を図る。	学校教育課	7. 子どもの人権を参照。		
ALTの配置、 小学校での 外国語活動	小学校においては、外国語活動や外国語科、特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努める。また、中学校では、英語科・社会科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進める。それに加え、ALTを田辺市内に6名配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進める。	学校教育課	小学校においては、外国語活動や外国語科、特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努めた。また中学校では、英語科・社会科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進めた。それに加え、市内に6名のALTを配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進めた。	ALTの活用により、外国語活動、外国語教育、英語教育が充実し、国際理解教育が定着してきた。小学校の更なる外国語活動・外国語科の充実・中学校英語科への接続が課題である。	今後も継続して国際理解教育を進めていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
緊急通報外国語通訳事業	田辺市を訪れる外国人観光客や居住する外国人など、日本語による緊急通報等ができない方に対する災害活動を円滑に行うため、電話を使用した多言語通訳体制を確保する。 ※24時間365日対応、32言語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語、インドネシア語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語等）	警防課	令和6年中の実績 10件	運用上における問題点については特になし。	今後も継続実施。

11. 感染症・難病の人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
妊婦、新成人への普及・啓発	・妊娠届出時に感染症等に関する正しい知識についての普及と啓発を図る。 ・二十歳を祝う式典で対象者に対し、感染症等に関するパンフレット等を全員に配布し、正しい知識の普及と啓発を図る。	健康増進課	妊娠届出数 326件 臓器移植普及啓発パンフレット配布 488人 子宮頸がん検診啓発チラシ配布 488人	妊娠届出時に、感染症などについて、正しい知識の普及・啓発をしている。 青少年への普及啓発は、関係機関との連携を図りながら取り組んでいる。	関係機関との連携を図りながら継続的に取り組む。
がん患者医療用補整具購入費助成事業	・がん治療に伴う外見変化を補完するための補整具を使用するがん患者及びがん経験者に対し、その購入費の一部を助成する。	健康増進課	申請者実件数18名、申請者延件数19件 (内訳) 全頭用ウィッグ:17件 乳房補整下着 :2件	・関係医療機関への協力を依頼し、取り組んでいる。	関係機関との連携を図りながら継続的に取り組む。

12. 犯罪被害者等の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
公益社団法人紀の国被害者支援センターへの支援	公益社団法人紀の国被害者支援センターが行う犯罪被害者及びその家族等への支援活動の促進を図るため、財政的援助を行う。	自治振興課	犯罪被害者やその家族に対する精神的支援を始めとする各種支援活動(電話及び面接相談、病院や裁判所への付き添い、国への給付金申請の直接支援、支援員の養成及び研修、支援に関する啓発事業)を目的に設立された民間団体である「公益社団法人 紀の国被害者支援センター」(平成9年5月設立、平成24年4月公益社団法人化)の活動に対する補助金183千円を支出した。	犯罪被害者基本法(平成17年4月施行)には、犯罪被害者支援に関して、国及び地方公共団体が講ずべき基本施策が明示されており、その中に「民間の団体に対する援助(法第20条)」が明記されている。紀の国被害者支援センターでは、年に2回田辺市で「一日出張相談所」を開設している。	令和7年度も支援(補助)を継続。

13. 刑を終えて出所した人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺保護司会への支援	田辺保護司会が、地域の犯罪や非行を防止するため実施している更生保護活動を円滑に推進するため、財政的援助を行う。 また、市民総合センター内「更生保護サポートセンター」の行政財産使用料を一部免除している。	自治振興課	田辺保護司会の活動に対する補助金583千円を支出した。また、平成21年から市民総合センター内に「更生保護サポートセンター」を開設し、保護観察者の面接等を行っている。活動内容としては犯罪や非行をした人に対する保護観察や社会復帰を果たせるように環境調整を行っている。また、「社会を明るくする運動」を中心に犯罪や非行を未然に防ぐために啓発活動を行っている。	平成11年の保護司法の改正により、法務大臣から委嘱されている保護司に関して、地方公共団体との相互協力関係が規定され、保護司が地方公共団体の犯罪予防施策に協力する者であることが明記されており、市としても、田辺保護司会への活動に対し支援をしている。全国的に治安に対する不安が高まる中、保護司の役割は一層重要となっている。	令和7年度も支援（補助）を継続。
更生保護法人和歌山県更生保護協会への支援	更生保護法人和歌山県更生保護協会が行う和歌山県内における更生保護事業を推進するため、財政的援助を行う。	自治振興課	昭和51年に財団法人、平成8年から更生保護法人として事業を行っている和歌山県更生保護協会に対する分担金12千円を支出した。	更生保護協会は、県内における刑務所出所者等の更生保護を必要とする者への一時保護事業、更生保護関係団体への連絡助成事業、犯罪予防活動などを行なっている。	令和7年度も支援（分担金負担）を継続。

14. 情報と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
インターネット等による差別表現対応	インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに対応する。また、そのための体制を整備する。 ・和歌山県策定のマニュアルに沿って対応する。 ・速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局・和歌山県・関係団体等との連携を図る。	人権推進課	人権推進課職員が週2回、1時間程度モニタリングを行い、差別的な書き込みについて発見した際には和歌山地方法務局田辺支局及び西牟婁振興局に削除依頼を行う。	令和6年5月情報流通プラットフォーム対処法が公布され（R7.4月施行）大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報に対して「対応の迅速化」や「運用状況の透明化」の措置が義務づけられたところであるが、匿名性を利用したインターネット上での人権侵害は、全国的に発生しており、今後も定期的にモニタリングを実施していく。	今後もモニタリングを実施し、インターネット上での差別書き込みを早期に発見し、拡散防止に努め、法務局・県等との連携を図りながら今後も対応していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各 学 校 での 教育活動、管 理職研修会	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、教育計画に基づき、情報モラル教育の充実を図っていく。また、保護者に対しては、教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行う。 ・情報流出防止 管理職研修等で情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導する。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	学校教育課	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、各学校の実情に応じて、情報モラル教育の充実を図った。また、保護者に対しても教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行った。 ・情報流出防止 管理職研修等を通じて情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導した。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	スマートフォンの普及やSNSの利用により、全国的に様々な問題が報告されている。そのため、本市においても更なる情報モラル教育の充実が必要である。	令和7年度も継続予定。
情報セキュリティ対策への 取組	・職員向け情報セキュリティ研修等を実施する。	情報政策課	情報セキュリティに関する下記研修を実施した。 1. 職員向け情報セキュリティ研修 （現地研修） 管理職・一般職員向け 受講者134名 2. 情報セキュリティ研修（リモート） 個人情報保護研修（リモート） 管理職・一般職員向け 受講者879名	平成29年5月から実施した「セキュリティ強化」と併せて、職員研修を実施する事で、情報セキュリティ対策の強化を図ることが出来た。 今後は、継続した職員研修を行うとともに、庁内ICT環境の変化に合わせた情報セキュリティ対策を実施することで、情報の機密性・完全性・可用性を確保する必要がある。	・毎年継続した職員研修の実施を予定するとともに、セキュリティポリシーの改訂について職員への周知を実施していくこととしている。

15. 災害と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
避難行動要 支援者の支 援対策(再掲 P.12)	自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に対し、避難行動要支援者名簿を提供することで、災害時に支援を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日頃から地域の支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。	防災まちづくり課	2. 人権の視点に立った行政の推進を参照。		

16. 環境と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
温室効果ガ ス削減の取 組	田辺市では、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに、市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定しており、本計画に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。	環境課	○環境課、廃棄物処理課で、ごみ減量やリサイクル、生活排水、地球温暖化防止などについて、家庭でできる取組み事例などの解説等を行う田辺市まちづくり学びあい講座を開催 日 程:5月10日(金) 場 所:中芳養長寿センター 参加者:16名(中芳養老人会) 日 程:6月7日(金) 場 所:八幡町会館 参加者:57名(八幡町町内会・老人会) 日 程:7月18日(木) 場 所:湊西部会館 参加者:13名(海蔵寺町老人会) 日 程:12月13日(金) 場 所:南部高等学校龍神分校 参加者:27名(南部高等学校龍神分校)	温室効果ガス削減に向けて市が事業者並びに消費者として引き続き取り組んでいくとともに、環境学習会等を通じて、情報提供や啓発活動を行うことで、市民及び事業者に対し、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していくことが必要となる。	市民及び事業者に対し、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していくべく、様々な機会を通じて地球温暖化について学ぶことができる環境づくりを推進していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
温室効果ガス削減の取組	田辺市では、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに、市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定しており、本計画に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。	環境課	○地球温暖化により将来起こりうる問題と日常生活の中で私たちにできることの紹介等を行う田辺市まちづくり学びあい講座を開催 日 程:5月8日(水) 場 所:下芝会館 参加者:8名(下芝さゆり会) 日 程:9月26日(木) 場 所:わかやま市民生協田辺支所 参加者:18名(わかやま市民生協田辺支所) 日 程:9月30日(火) 場 所:市庁舎2階大会議室 参加者:22名(田辺市人権教育啓発推進懇話会) ○令和6年11月10日(日)「田辺農林水産業まつり」において地球温暖化対策に係る啓発物品を配布するなど啓発活動を行った ○田辺市生涯学習フェスティバルにおいて「ボードゲームで学ぶカーボンニュートラル」を開催 日 程:11月23日(土)24日(日) 場 所:田辺市民総合センター 参加者:70名	温室効果ガス削減に向けて市が事業者並びに消費者として引き続き取り組んでいくとともに、環境学習会等を通じて、情報提供や啓発活動を行うことで、市民及び事業者に対し、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していくことが必要となる。	市民及び事業者に対し、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していくべく、様々な機会を通じて地球温暖化について学ぶことができる環境づくりを推進していく。

17. 性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種講座・講演会等の啓発活動	性的少数者への偏見をなくし、正しく理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につける機会を提供する。	男女共同参画推進室	○性的少数者の人権について、ポケットブック(啓発物品)で啓発を行った。 ○市のHPや市役所本庁舎内の電子掲示板などで和歌山県パートナーシップ宣誓制度について周知を行った。	現状を理解し、偏見や差別に対する人権意識の高揚を図るとともに、誰もが自分らしく生きやすい社会を目ざすため、理解を深める啓発が必要である。	令和7年度も、引き続き啓発活動等を実施する。

18. 労働者の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市企業人権推進協議会（再掲P.17）	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	3. 人権教育・啓発の推進を参照。		

19. 自殺・自死遺族

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
自殺対策について（再掲P.24）	毎年度、街頭啓発の実施及び関係団体などの支援を実施。	やすらぎ対策課障害福祉室	4. 相談支援体制の推進を参照。		

20. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
相談者や要保護者等の人権尊重（再掲P.14）	生活保護の対象者は、高齢や障害・傷病等で就労が困難であるなど、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や要保護者等の人権を第一に考えるとともに、相手の立場に立って対応するよう、係内会議等を通じて常に研鑽に努める。	福祉課	2. 人権の視点に立った行政の推進を参照。		

21. 人身取引（トラフィッキング）

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ポスター及びリーフレットによる啓発活動	人身取引は、重大な人権侵害であり、一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として解決していくために啓発活動に努める。	男女共同参画推進室	内閣府男女共同参画局からポスター掲示及びリーフレット設置依頼があり、市役所本庁舎にてポスターの掲示及びリーフレットの設置を行った。	より多くの方に、人身取引という問題を知っていただく必要がある。	今後も、国・県と連携し啓発活動に努める。

22. アイヌの人々の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権啓発指導者養成研修会に参加	アイヌの人々の文化や歴史等を学べる研修会に参加し、生活習慣や現状など正しい理解を深める。	人権推進課	令和6年10月4日（金）～12月27日（金）の期間に公益財団法人人権教育啓発推進センター主催の人権啓発指導者養成研修会（オンライン）が開催され受講した。	和歌山県内でアイヌ文化について学べる機会が少ないので貴重な研修である。 また、アイヌの人々の人権問題を市民の方に知っていただく必要がある。	今後も積極的に研修に参加するとともに、国・県と連携し啓発活動に努める。

23. 北朝鮮当局による人権侵害問題

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ポスター掲示による啓発活動	北朝鮮当局による拉致問題の解決に向け、関心と認識を深めるとともに、国際的な人権問題についても関心を深めていくため、啓発活動に努める。	人権推進課	和歌山地方法務局からポスター掲示依頼があり、市役所庁舎のデジタルサイネージ（電子看板）にてポスターを掲示した。また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12/10～12/16）に合わせて、市役所コミュニティスペースで啓発DVDを上映した。	例年、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にポスターの掲示を行っているが、より多くの市民の方に知っていただく必要がある。	今後も、国・県と連携し啓発活動に努める。
人権啓発指導者養成研修会に参加	研修会に参加し、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向け、国際的な人権問題についても関心を深める。	人権推進課	令和6年10月4日（金）～12月27日（金）の期間に公益財団法人人権教育啓発推進センター主催の人権啓発指導者養成研修会（オンライン）が開催され受講した。	和歌山県内で北朝鮮当局による人権侵害問題について学べる機会が少ないので貴重な研修である。	今後も積極的に研修に参加をする。